

長崎大学

目 次

I	認証評価結果	2-(32)-3
II	基準ごとの評価	2-(32)-4
	基準1 大学の目的	2-(32)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(32)-7
	基準3 教員及び教育支援者	2-(32)-11
	基準4 学生の受入	2-(32)-15
	基準5 教育内容及び方法	2-(32)-19
	基準6 教育の成果	2-(32)-30
	基準7 学生支援等	2-(32)-32
	基準8 施設・設備	2-(32)-37
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(32)-40
	基準10 財務	2-(32)-44
	基準11 管理運営	2-(32)-46
<参 考>		2-(32)-51
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(32)-53
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(32)-54
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(32)-58
iv	自己評価書等	2-(32)-65
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(32)-66

I 認証評価結果

長崎大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 原爆の惨禍を経験し、復興とともに歩んできた大学として、平和を実現するために積極的に海外に出て国際社会に貢献することを目指し、「地域」と「国際」の双方に貢献できる人材の養成を目的として掲げている。
- 大学ウェブサイトの「長崎大学の理念と特色」は英語、中国語、韓国語にも翻訳されており、国際交流に資している。
- 平成12年度から、「教育」、「学術・研究」、「組織運営」、「社会貢献」の4領域からなる教員の個人評価が実施されている。
- 平成18年度に医療人GP「女性医師の麻酔科復帰支援プロジェクト」が採択されている。
- 文部科学省特色GPに、平成15年度に「特色ある初年次教育の実践と改善」、「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成」、平成16年度に「地域と連携した実践型医学教育プログラム」が採択されている。
- 文部科学省現代GPに、平成18年度に「現代『出島』発の国際人育成と長崎蘭学事始」、「健全な社会を支える技術者の育成」が採択されている。また、平成19年度に「PATプログラムによる地域共生力の育成」が採択されている。
- 文部科学省21世紀COEプログラムに、「放射線医療科学国際コンソーシアム」、「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略拠点」が採択されている。
- 文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに、平成17年度に「海洋環境・資源の回復に寄与する研究者養成」、「国際的感染症研究者・専門医養成プログラム」が採択されている。
- 文部科学省教員養成GPに、平成18年度に「出会い、研鑽、臨床で育む高度な支援力」が採択されている。
- 文部科学省がんプロフェッショナル養成プランに、平成19年度に九州大学等と共同で申請した「九州がんプロフェッショナル養成プラン」が採択されている。
- 文部科学省グローバルCOEプログラムに、「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」が採択されている。
- 図書館において、幕末明治期の古写真や近代医学史料等、地域の特色を生かした貴重資料コレクションを有し、ウェブサイト上でも一部公開している。
- 平成19年度文部科学省学生支援GPに、「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」が採択された。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 生産科学研究科、医歯薬学総合研究科の設置に伴い、これらの基礎となる学部での共修科目の開設等を進めていることは高く評価できるが、この取組が高度化・学際化する学問領域に対応したものとして推進されることを期待する。
- 女性教職員の働きやすい環境の整備は、中期計画にも掲げられ取組が進められていることは高く評価できるが、よりよい環境の構築を期待する。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

大学の理念を「出島を介した「勉学の地」としての誇りと「進取の精神」を受け継ぐとともに、宗教や科学における非人道的な負の遺産にも学び、人々が「平和」に共存する世界を実現するという積極的な意志の下に教育・研究を行う。」と謳い、大学の目的を長崎大学基本規則に「長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献するとの理念に基づき、教育研究の高度化及び個性化を図り、アジアを含む地域社会とともに歩みつつ、世界にとって不可欠な知の情報発信拠点であり続けるとともに、地域及び国際社会の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。」と定めて、教育活動の基本的理念と養成しようとする人材像が明示されている。

この理念と基本規則を踏まえ、学士課程においては、大学の目的として学則に「実践教育を重視した最高水準の教育を提供し、幅広い視野と豊かな教養及び深い専門知識を備え、課題探求能力及び創造力に富んだ人材を養成し、もって地域及び国際社会に貢献することを目的とする。」と定められている。また、大学院の目的は大学院学則において「実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人、並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創生しうる研究者を養成し、もって広く人類に貢献することを目的とする。」と定められている。

これらの基本理念と目的は平易な言葉でまとめられ「大学の理念と教育目標」として公開されており、さらに、長崎大学の中期目標の中でも、その理念・目的の達成に向けた5項目の最重点事項が掲げられている。また、各学部及び研究科においても、養成しようとする人材像に基づく教育研究の目的が定められ、大学案内等に明示されている。

これらのことから、目的が、明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の目的として、長崎大学基本規則、長崎大学の理念及び学則の中で「長崎に根づく伝統的文化の継承」、「豊かな心の育成」、「新たな科学の創造による社会の調和的発展への貢献」、「幅広い視野と豊かな教養及び深い専門知識を備え、課題探求能力及び創造力に富み、地域及び国際社会の調和的発展に貢献する人材養成」などが掲げられている。

これらは、「大学は、学術の中心として、広く知識を受けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、

知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と規定する学校教育法第 52 条に沿ったものとなっている。

これらのことから、目的が学校教育法第 52 条に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は、大学院学則第 1 条に「実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人、並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創生しうる研究者を養成し、もって広く人類に貢献することを目的とする。」と定められている。

また、大学院学則第 2 条に「修士課程・博士前期課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、専門分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。」と定められている。また、「博士課程・博士後期課程においては、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」と定められている。

さらに、中期目標においても、それらの理念・目的の具体化を目指し、実践的能力及び政策立案能力を備えた高度専門職業人並びに世界に貢献する「知」を創生しうる研究者を育成することが掲げられている。

これらは、「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と規定する学校教育法第 65 条に沿ったものとなっている。

これらのことから、大学院の目的が学校教育法第 65 条に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的は、大学ウェブサイトに「長崎大学の理念と特色」として公開され、また「学生生活案内」に掲載するなど学内への周知が図られている。また、新任教員 F D 研修会や新入生に対する教養特別講義では、学長が自ら説明するなど大学の目的の周知徹底に努めている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

大学の目的は、大学概要や大学案内に掲載され学外に配布されるとともに、大学ウェブサイトでも「長崎大学の理念と教育目標」として掲載されている。特に大学ウェブサイトの「長崎大学の理念と特色」は英語、中国語、韓国語にも翻訳されており、平成 18 年度における総アクセス数は 14,500 件（日本語：11,274 件、英語：1,353 件、中国語：1,068 件、韓国語：805 件）となっている。

大学院についても各研究科の目的が大学案内に掲載され学外に公表されている。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 1 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 原爆の惨禍を経験し、復興とともに歩んできた大学として、平和を実現するために積極的に海外に出て国際社会に貢献することを目指し、「地域」と「国際」の双方に貢献できる人材の養成を目的として掲げている。
- 大学ウェブサイトの「長崎大学の理念と特色」は英語、中国語、韓国語にも翻訳されており、国際交流に資している。

(注)

評価の観点等に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号、施行日：平成 19 年 12 月 26 日）」施行に伴い、学校教育法第 52 条は第 83 条に、同法第 65 条は第 99 条になった。

しかしながら、本評価結果においては、大学の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- | |
|--|
| 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。 |
|--|

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- | |
|---|
| 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。 |
|---|

当該大学においては、以下の 8 学部 15 学科 2 課程が設置されている。

- ・ 教育学部：学校教育教員養成課程、情報文化教育課程
- ・ 経済学部：総合経済学科
- ・ 医学部：医学科、保健学科
- ・ 歯学部：歯学科
- ・ 薬学部：薬学科、薬科学科
- ・ 工学部：機械システム工学科、電気電子工学科、情報システム工学科、構造工学科、社会開発工学科、材料工学科、応用化学科
- ・ 環境科学部：環境科学科
- ・ 水産学部：水産学科

このように国立大学として唯一の環境科学部及び長崎の地理的特性を活かした水産学部を含め、大学の理念に沿って学部、学科・課程が設置されている。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- | |
|--------------------------------|
| 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。 |
|--------------------------------|

全学教育（教養教育）に係る審議組織として、教育担当理事が委員長を務める教務委員会が設置されている。また、全学教育のカリキュラムの研究開発及び企画運営等組織として大学教育機能開発センター全学教育研究部門（専任の教員定員 14 人）を設置し、その中にコア科目（情報処理科目、外国語科目、健康・スポーツ科学科目）マネジメント教員団（定員 12 人）を配置して、コア科目についてのマネジメント体制が整えられている。

全学教育の実施・運営及び科目別委員会の連絡調整に関する事項を審議するため、大学教育機能開発センターに全学教育実施委員会が置かれ、各学部より選出された委員による 10 の科目別委員会を設置して授業科目の選定及び授業内容の調整等が行われている。平成 18 年度は、全学の教員の 96.4% が授業担当可能科目を登録し、それに基づく授業担当が決定された。

平成 18 年度における教務委員会、全学教育実施委員会及び科目別委員会の開催回数は、それぞれ年間 12 回、11 回、31 回（各科目別委員会開催回数の合計）となっている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学大学院においては、以下の4研究科、22専攻が設置されている。

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：学校教育専攻、教科教育専攻
- ・ 医歯薬学総合研究科：熱帯医学専攻、保健学専攻

〔博士前期課程〕

- ・ 経済学研究科：経済経営政策専攻
- ・ 生産科学研究科：機械システム工学専攻、電気情報工学専攻、環境システム工学専攻、物質工学専攻、水産学専攻、環境共生政策学専攻、環境保全設計学専攻
- ・ 医歯薬学総合研究科：生命薬科学専攻

〔博士後期課程〕

- ・ 経済学研究科：経営意思決定専攻
- ・ 生産科学研究科：システム科学専攻、海洋生産科学専攻、物質科学専攻、環境科学専攻
- ・ 医歯薬学総合研究科：生命薬科学専攻

〔博士課程〕

- ・ 医歯薬学総合研究科：医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻

これらの研究科及び専攻は大学院の目的である「実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人、並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創生しうる研究者を養成し、もって広く人類に貢献することを目的とする。」に適合したものである。

特に工学部、水産学部及び環境科学部を基礎学部とする生産科学研究科、医学部、歯学部及び薬学部を基礎学部とする医歯薬学総合研究科は、複数の学問分野を組織的に結合して、学際化する学問領域に対応できる高度専門職業人及び研究者を養成するために設置された研究科であり、これらの基礎となる学部においては、共修科目の開設等による共通教育も進めつつある。また、医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻（修士課程）は、全ての講義を英語で行うなど、国際的問題を解決しうる高度専門職業人の育成という大学の目的に沿ったものである。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学的なセンターとして、高度情報化を進め教育基盤を支える情報メディア基盤センターがあり、教育に関わるものとしては大学教育機能開発センター、アドミッションセンター、留学生センター、生涯学習教育研究センター、研究の推進と支援のためには共同研究交流センター、先導生命科学研究支援センター、

環東シナ海海洋環境資源研究センター、学生及び職員の保健管理に関する専門的業務を行うために保健管理センターが設置されている。これらすべての全学的センターの概要がウェブサイトによりアクセスでき、大学構成員のみならず学外への情報発信としても工夫されている。

また、心の教育総合支援センターを設置して、地域の関係機関と連携し、地域の子どもが育つ場づくりの支援が行われている。

さらに、九州地区国立大学の学生及び教職員が利用できる九州地区国立大学島原共同研修センターが設置されており、学術研修、サークル・ゼミの合宿や研修、スポーツなど大学間の交流に利用されている。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

大学及び各部局の教授会規則に基づき、教授会の組織、運営等に関し必要な事項を定め、教育研究の重要事項を審議するため、各部局に教授会が置かれ、原則として毎月1～2回開催されている。教授会には教育研究を担当する教授のほか、准教授、専任の講師及び助教を加えることができるとされており、部局の特性に応じた柔軟な構成に配慮されている。

また、教育学部、工学部、水産学部、生産科学研究科では、部局の教授会の規定に基づき代議員会を設置し審議の迅速化が図られている。

学内共同教育研究施設等に関しては、学長が指名する理事を委員長とする計画委員会が設置され、教育研究に関する重要事項が審議されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育課程や教育方法等を検討する全学的組織として、教務委員会及び教育改善委員会が設置されている。

教務委員会は、学部教育及び大学院教育に係る全学共通の教務事項並びに全学教育の実施・運営に関する事項について審議・調整を行う組織で、理事あるいは副学長が委員長を務め、各部局、大学教育機能開発センター、学生支援部長等からの委員が構成員となることにより、大学の方向性を明確にするとともに、全学的な連携のもとに扱うことが可能となっており、平成18年度は12回開催されている。

教育改善委員会は、教育改善に関する全学的な立場での審議及び調整を行うための組織で、理事あるいは副学長が委員長を務め、各部局、学内共同教育研究施設等から選出された教授、大学教育機能開発センター評価・FD研究部門長、学生支援部長等で構成され、平成18年度は12回開催されている。

各部局においても教務委員会等の委員会が設置されており、月に2回から2ヶ月に1回程度開催され、教育課程や教育方法などが審議されている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 人間と環境との調和に関わる問題を総合的に解決できる人材を育成する文理融合型の環境科学部が設置されている。

【更なる向上が期待される点】

- 生産科学研究科、医歯薬学総合研究科の設置に伴い、これらの基礎となる学部での共修科目の開設等を進めていることは高く評価できるが、この取組が高度化・学際化する学問領域に対応したものとして推進されることを期待する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

学則に定められた学部、学科の規程に基づき、教育学部、経済学部、工学部、環境科学部及び水産学部は講座制、医学部、歯学部及び薬学部は学科目制による教員編成となっているが、学科目制、講座制以外の教員組織を編成できるよう規則等が整備されている。これらの教員組織においては、教員間の役割分担、連携体制及び教育研究に係る責任の所在が確保されている。また、大学設置基準等の改正に基づいて助教授の職を廃して准教授及び助教の職が設けられている。

さらに、中期目標で「高度で個性的な教育研究を発展させるために、弾力的かつ柔軟な人材の配置と、資源の重点配分を推進する。」と謳い、教職員の定員を学長のもとで一括管理し、学長の承認のもとに教職員の採用が行われている。これによって、各部局等への柔軟な人材配置を可能とするため、学長の下に教職員定員25人を確保し、必要に応じて重点的に配置する体制が整えられている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

各学部・研究科等に配置されている常勤の教員数（平成19年5月現在）は、1,000人（教授314人、准教授250人、講師105人、助教321人、助手10人）であり、また、非常勤講師は558人である。

常勤の教員1人当たりの学部生・大学院生数は各学部においては2.9人（医学部医学科）～29人（経済学部）、各研究科においては、0.56人（経済学研究科経済経営政策専攻）～3.6人（医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻博士前期課程）となっている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

当該学士課程における専任教員数は、次のとおりとなっている。

- ・ 教育学部：89人（うち教授56人）
- ・ 経済学部：65人（うち教授35人）
- ・ 医学部：209人（うち教授58人）
- ・ 歯学部：99人（うち教授19人）

- ・ 薬学部：42 人（うち教授 14 人、実務家教員 2 人）
- ・ 工学部：94 人（うち教授 40 人）
- ・ 環境科学部：46 人（うち教授 26 人）
- ・ 水産学部：41 人（うち教授 21 人）

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

当該大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりとなっている。

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：研究指導教員 60 人（うち教授 56 人）、研究指導補助教員 29 人
- ・ 医歯薬学総合研究科：研究指導教員 30 人（うち教授 21 人）、研究指導補助教員 4 人

〔博士前期課程〕

- ・ 経済学研究科：研究指導教員 52 人（うち教授 35 人）、研究指導補助教員 5 人
- ・ 生産科学研究科：研究指導教員 149 人（うち教授 94 人）、研究指導補助教員 60 人
- ・ 医歯薬学総合研究科：研究指導教員 30 人（うち教授 14 人）、研究指導補助教員 8 人

〔博士後期課程〕

- ・ 経済学研究科：研究指導教員 6 人（うち教授 6 人）、研究指導補助教員 7 人
- ・ 生産科学研究科：研究指導教員 119 人（うち教授 84 人）、研究指導補助教員 33 人
- ・ 医歯薬学総合研究科：研究指導教員 26 人（うち教授 13 人）、研究指導補助教員 7 人

〔博士課程〕

- ・ 医歯薬学総合研究科：研究指導教員 130 人（うち教授 80 人）、研究指導補助教員 68 人

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員の年齢構成は 20 代から 60 代まで幅広く分布しており、年齢層別に著しい隔たりはない。また、部局の特性に応じて公募制や任期制が導入されている。

女性教員については、中期計画において「就業規則等の整備を通じて、女性の働きやすい環境を整備する。」と定めて、育児休暇制度の整備や保育所の建設が行われている。平成 18 年度には文部科学省地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム（医療人 GP）に「女性医師の麻酔科復帰支援プロジェクトーママ麻酔科医と他分野女性医師の麻酔科復帰支援により麻酔科医養成システムの再構築を図る」が採択され、女性医師の職場復帰を支援する取組が始まっている。また、女性教員数は全教員数の 14.3%となっている。

外国人教員については、外国人教員制度を廃止し、従来の外国人教員制度を国際教育教員制度に改めて、必要に応じて外国人教員を採用できる体制が整備されている。現在、常勤の全教員数の 3.4%に相当する

34 人の外国人数員が在職している。また、薬学部には実務家教員を配置している。

教員の研修制度としては、研究休職制度が設けられ、給与を保証した上での研究休職が可能となっている。平成 16、17、18 年度に同制度を利用して海外で研究を行った教員は、それぞれ、13、15、10 人である。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員選考規則に、教授、准教授、講師、助教及び助手の採用及び昇任のための選考に関し、「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力及び研究上の能力を有すると認められる者とする。」と明記されており、各学部等においても教員選考規程及び内規等があり、教育及び研究上の指導能力を評価するための資格基準が定められている。また、研究科においても必要な資格基準が設けられている。

例えば、生産科学研究科では、「博士後期課程担当教員に関する申合わせ」に、研究活動の指導性、発展性、国際性、学会における活動状況を評価すること及び評価基準が明記されており、教員選考に際し、教育研究上の指導能力のみではなく多様な観点からの評価が行われている。

また、医歯薬学総合研究科では、研究指導教員と研究指導補助教員に分けて資格基準が設けられており、この基準に従い、大学院の教育研究上の指導能力に関する評価が行われている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

平成 12 年に「長崎大学における教員の個人評価指針」及び「長崎大学における個人評価実施基準」が制定され、「教育」、「学術・研究」、「組織運営」、「社会貢献」の 4 領域からなる個人評価が実施されている。これに対応するのは全学個人評価委員会及び各部局の部局等評価委員会で、評価結果は年度ごとにまとめられ、5 年ごとに集計されることとなっている。

教育活動の評価については、各教員は授業の実施後、授業実施報告書を作成して各部局長に提出し、各部局長は計画・評価本部教育専門部に写しを提出することとなっている。この個人評価の結果は、学長及び部局長等により集計・分析され、全学又は部局等の活動の現状を把握することによって、大学の理念を実現するため利用されている。

学生による授業評価は、学期ごとにすべての科目を対象に行われており、評価結果は教員個人にフィードバックされるとともに、部局にもフィードバックされ、統計データとしてウェブサイトにて公開されている。また、授業評価の結果に基づき、毎回の小テストによる学生の理解度把握システムの導入などの授業改善が行われている。

平成 14 年度には大学評価・学位授与機構の分野別評価を受け、シラバスの向上や学習環境の改善に活用されている。さらに、水産学部水産学科及び工学部 6 学科は、平成 16～18 年度に J A B E E（日本技術者教育認定機構）に認定されている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

当該大学では、教育・研究上の活動を内外に公表するため研究者情報リストが作成されており、これからは、ことに専門科目において教育内容と相関性を有する研究活動が行われていることが確認できる。文科系の教員の場合にはそれぞれの専門分野での研究成果が著書や学協会誌に論文として掲載され、また理科系の教員の場合には内外の学協会誌に英文の論文として掲載され、また、教育系では教育研究活動の成果を著書としてまとめたものをテキストとして使用している教員もいる。授業のテーマは研究内容に分野的に対応しているだけでなく、各教員が自らの研究成果を授業へ反映させることに努めることで、研究をわかりやすく教授することが実践されている。なお、大学では、教員の採用や昇任にあたって、担当授業科目と研究業績の対応を確認し、教育研究上の適格性を審査している。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するのに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

事務局に学生支援部を、また、各部局に学務係が置かれ合計 122 人の職員が配置されている。また、研究国際部留学生課には職員 13 人が配置されている。技術・技能系職員は、常勤 116 人、非常勤 229 人であり、部局の教育研究の特性を考慮して、常勤の技術・技能系職員が工学部、水産学部、医学部及び歯学部等の理系部局に多く配置されている。

TAに関しては、年間約 4,500 万円の経費が全学的に確保されている。また、TAの有効活用に関する手引きが作成され学内ウェブサイトに掲載されている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 12 年度から、「教育」、「学術・研究」、「組織運営」、「社会貢献」の 4 領域からなる教員の個人評価が実施されている。
- 平成 18 年度に医療人 G P 「女性医師の麻酔科復帰支援プロジェクトーママ麻酔科医と他分野女性医師の麻酔科復帰支援により麻酔科医養成システムの再構築を図るー」が採択され、女性医師の職場復帰の支援に取り組んでいる。

【更なる向上が期待される点】

- 女性教職員の働きやすい環境の整備は、中期計画にも掲げられ取組が進められていることは高く評価できるが、よりよい環境の構築を期待する。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

全学共通のアドミッション・ポリシーにおいて、求める学生が、1. 先人の知恵を真摯に学び、新たな知の創造に積極的に取り組もうとする人、2. 広い視野と豊かな人間性をもって、国際社会の調和的発展に貢献しようとする人、3. 高い志と専門知識をもって、地域社会の発展に貢献しようとする人、と定められ、これに基づき、学部・研究科ごとにその教育目的に沿ったアドミッション・ポリシーが定められている。

これらは大学全体及び各学部・研究科のウェブサイト、入学者選抜要項（大綱）及び各学生募集要項の冊子を通じて公表されており、また、オープンキャンパス、高校訪問、高等専門学校訪問、留学生進学説明会及び九州地区国立大学進学説明会等において説明され、入学志望者及び学外関係者への周知が図られている。平成16年度には、全学部の入学試験を分析した報告書『長崎大学の入学試験～その現状と分析』が刊行され、アドミッション・ポリシーの明確化と入試制度の再検討、入試の調査・分析及び入学者の追跡調査・分析・評価、高等学校等との連携強化、入試情報の公開、入試に係る組織の役割の明確化について分析が行われ、アドミッション・ポリシーの確立に資することとなった。

ウェブサイトのアドミッション・ポリシー掲載箇所への平成18年度アクセス件数は、97,187件となっている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学士課程1年次入学者の一般選抜による受入れは、大学入試センター試験の成績、個別学力検査等の成績及び高等学校長等から提出された調査書を総合して評価され、また、推薦入学、帰国子女、社会人及び私費外国人留学生の各特別選抜及び編入学試験についても、学部ごとに定められた合否判定基準により評価されている。

AO入試については、第1次選考では、アドミッションセンター教員及び全8学部より選出された兼務教員による「AO入試実施専門部会」及び「AO入試実施学部別部会」を設置し、提出書類をもとに選考され、さらに面接（個人、集団）、課題論文、総合問題、大学入試センター試験の成績等による第2次選考が行われている。

修士課程・博士前期課程及び博士課程・博士後期課程の学生の受入についても、一般選抜、推薦入学、社会人、私費外国人留学生の各特別選抜及び進学者選考が実施されており、研究科ごとに選抜方法と合否判定基準が定められ、評価されている。

また、医歯薬学総合研究科、生産科学研究科では秋季入学制度が実施されている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

全学共通のアドミッション・ポリシーに沿って各学部及び研究科における留学生、社会人、編入学生に対するアドミッション・ポリシーが定められており、それに沿った受入方法が入学者選抜要項等に明示されている。

学部留学生に対しては、全学部において学力試験、実技試験、面接等による「私費外国人留学生特別選抜」が実施され、社会人特別選抜では、提出書類、小論文及び面接等の結果を総合して評価されている。

編入学生選抜は、経済学部、医学部、歯学部、工学部及び環境科学部で実施されており、医学部医学科においては、平成18年度より、それまでの第3年次編入学から第2年次後期編入学に改められた。

大学院においても、学部と同様の「外国人留学生特別選抜」、「社会人特別選抜」が実施されている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜は入学者選抜規則及び入学者選抜実施規程に基づき、副学長（入学試験担当）を委員長とする入学者選抜委員会によって統括されている。

個別試験問題作成にあたっては、学力・実技等検査科目別委員会規程に基づき、教科・科目ごとに学力検査委員がおかれ、作問・点検業務に当たっている。また、問題点検・査読作業のために問題点検委員が配置され出題ミスの防止に努めている。

試験当日は、学長を本部長とする試験実施本部が置かれ、また、各学部には学部長を実施部長とする実施部が設置され、各試験室に責任者（主任監督者等）を配置して入学試験の実施に当たっている。

採点は学力・実技等検査科目別委員会規程に基づき選出された採点委員により、解答用紙の受験番号及び氏名が秘匿された形で、入学者選抜要項（大綱）に掲載した採点・評価基準に基づき実施されている。合格者の判定は、入学者選抜要項（大綱）に掲載した合否判定基準に基づき、教授会の議を経て学長が決定している。

大学院においても研究科ごとに定められた試験実施計画に基づき、研究科長を責任者とする実施体制の下、試験問題作成、試験実施及び入学者選考が行われている。

なお、平成19年度からは、副学長（入学試験担当）を議長とする大学院入試協議会が設置され、入学者選抜の実施体制、選抜方法の改善及び入試情報の開示等についての協議が開始されている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-2④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入学者選抜委員会及びアドミッションセンターにおいて、平成 16 年度から 3 年間の一般選抜入試データが分析されている。また、平成 18 年度の AO 入試第 1 次選考データに基づく書類選考の信頼性及び個別学力検査における各科目試験問題の分析が行われている。これらの結果に基づき、入試をテーマとした F D 研修会が開催され、各選抜方法への入学定員の配分や個別学力検査における実施科目の検討、AO 入試における書類選考手法の改善が図られている。

大学院課程においては、従来は各研究科及び各専攻において検証が行われていたが、平成 19 年度からは大学院入試協議会においても協議し、全学的に検証して行く体制が整えられている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 15～19 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。（ただし、平成 18 年 4 月に設置された薬学部については、平成 18～19 年度の過去 2 年分、平成 18 年 4 月に設置された医歯薬学総合研究科（修士課程）は平成 18～19 年度の過去 2 年分、また、平成 16 年 4 月に設置された経済学研究科（博士後期課程）については、平成 16～19 年度の過去 4 年分。）

〔学士課程〕

- ・ 教育学部：1.08 倍
- ・ 経済学部：1.02 倍
- ・ 医学部：1.00 倍
- ・ 歯学部：1.00 倍
- ・ 薬学部：1.06 倍
- ・ 工学部：1.05 倍
- ・ 環境科学部：1.04 倍
- ・ 水産学部：1.06 倍

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：1.01 倍
- ・ 医歯薬学総合研究科：1.64 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 経済学研究科：1.14 倍
- ・ 生産科学研究科：1.26 倍
- ・ 医歯薬学総合研究科：1.28 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 経済学研究科：0.99 倍
- ・ 生産科学研究科：0.97 倍
- ・ 医歯薬学総合研究科：0.56 倍

〔博士課程〕

- ・ 医歯薬学総合研究科：0.77 倍

なお、教育学研究科学校教育専攻（修士課程）で 1.83 倍、医歯薬学総合研究科（修士課程）で 1.64 倍と入学定員超過率が高い。また、医歯薬学総合研究科（博士後期課程）については 0.56 倍と入学定員充足

率が低い。これら医歯薬学総合研究科に係る状況は「卒後臨床研修の義務化」や医師等の大都市圏集中などに起因するものと分析され、医療機関等への学生募集要項等の配布など、入学者数の適正化に向けての取組が行われている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

- 5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

教育課程は「全学教育（教養教育）科目」と「専門教育科目」で構成されている。卒業要件単位数は、4年制の教育学部、経済学部、医学部保健学科、薬学部薬科学科、工学部、環境科学部及び水産学部では124～132単位、6年制の医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科では190～209単位の範囲にあり、そのうち「全学教育」単位は30単位である。

全学教育は全学部において1年次に週3日、2年次に週2日が割り当てられており、基本的教養を修得させ、併せて専門の幅広い基盤を理解させることを目的として、共通基礎科目、情報処理科目、健康・スポーツ科学科目、外国語科目、人文・社会科学科目、人間科学科目、自然科学科目、総合科学科目及び開放科目が配置されている。

専門教育には、1年次に週2日、2年次に週3日、3年次以上に週5日が割り当てられており、各学部・学科・課程・コースの教育目的と付与する学位に対応して、1年次に専門基礎科目が配置され、学年が進むにつれてコアとなる専門科目、深い専門性を付与する応用・実践科目が配置され、最終学年では総合力を養成するために卒業研究科目等が配置されている。また、人間性、社会性を涵養するために専門教育の中に職業倫理科目等が配置されている。選択単位の割合は、学部・学科・課程・コースの特性に応じて設

定されており、その割合は歯学部歯学科の6%から経済学部総合経済学科（夜間主コース）の90%まで分布している。

その他、教育学部では教育職員免許法に準拠した授業科目、医学部、歯学部及び薬学部では臨床実習開始前の学生の能力と適性についての一定水準を確保するために実施される全国共通の標準評価試験である共用試験や各種の免許取得に配慮した授業科目が配置されている。また、工学部の6学科と水産学部ではJABEE認定基準に準拠した授業科目、環境科学部ではISOの環境マネジメントを考慮した授業科目が配置されている。

なお、教育課程は、次のように、附属施設等の教育に果たす役割を活かして編成されている。

教育学部附属学校では、実践的な教員資質・能力の形成、向上のために学校教育教員養成課程の教育実地研究・実習が実施されている。

医学部・歯学部附属病院では、医療人として活躍できるように院内で臨床実習・高次臨床実習・医学ゼミ・臨床総括講義が実施されている。

水産学部の練習船では、漁業・海洋観測の基礎技術に関する教育・研究の指導が行われている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

全学教育科目及び専門教育科目ともに、教育課程の編成の趣旨に沿って構成されている。例えば、全学教育科目では共通基礎科目、情報処理科目、健康・スポーツ科学科目及び外国語科目等が必修科目に設定されており、その中の共通基礎科目の「教養特別講義」では、当該大学の理念である出島を介した勉学の地としての精神から地域と国際社会の調和的発展に貢献すること等が説かれている。また、同じく共通基礎科目の「教養セミナー」では、全学の教員による少人数のセミナーにより、文系理系にとらわれずに自主自立した総合的な学習ができるようにテーマの立て方、調査研究方法、まとめ方等を教育している。

専門教育科目の授業内容は、初年次では入門科目、早期体験実習において専門への導入と学習意欲の高揚を図り、基礎的科目において専門の学習を進めるために必要な基礎学力を養成している。2年次以上では専門の基礎知識を深めること、実験・実習科目、演習科目、セミナー科目において応用力、実践力を養うことを主眼に置いている。また、最終学年では卒業研究、臨床実習、セミナー等の科目において総合力を培うことを目標としている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

当該大学では、地域研究や学界における研究の動向などを反映した授業科目を設け、大学の理念・目標に沿った大学としての教育内容の特色を出すことに取り組んでおり、これを反映している科目が多いことがシラバスや授業ごとに配付される資料等から確認できる。シラバスに最新の資料や学生が研究動向等を把握するのに必要な参考文献等を提示して、学生に学界や社会の動向を伝達する方法も工夫されている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものになっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

多様な入学者に対応するため、入学前の履修単位を認定しており、また、多様な学習履歴を持った学生を支援するために数学、物理学、化学、英語等の「リメディアル教育」が実施され、さらに、幅広い学習機会を用意するために、他学部の授業科目の履修が認められている。社会人の学習を容易にするためには「長期にわたる教育課程の履修制度」が設けられている。

長崎県内、九州地区、あるいは海外の大学とも、単位互換協定を結んで互換可能科目を設定して単位認定を行っており、放送大学との間では、単位互換モデル構築のための共同研究プロジェクトが実施されている。

国内の企業等でのインターンシップや臨床実習、早期体験実習等のほかに、中国でのインターンシップやオーストラリア等での海外短期語学留学プログラムが実施されている。また、離島の小中学校での体験的教育実践学習などでの学校外教育活動体験が実施されている。このことは、平成19年度文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）に、「PATプログラムによる地域共生力の育成—学校発！学生の学びを活かした心の過疎化地域の活性化—」として採択されている。

文部科学省特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）に、平成15年度に「特色ある初年次教育の実践と改善—教育マネジメントサイクルの構築—」が採択されており、3つの特徴的初年次教育（「教養セミナー」、「文理融合型専門教育」、「リメディアル教育」）に対する教育マネジメントサイクル（授業実践、学生による授業評価、FD）モデルが創生及び実践されている。また、同年度に採択された「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成—創造性豊かな技術者を志す学生の連携による教育プログラム—」では、学生が主体的に出展作品の企画・制作を行う学科・学年横断型授業科目「創成プロジェクト」を開設し、工学力教育の拠点として体制整備及び実践が行われている。この取組により、長崎・新潟・富山の3大学の共同執筆で「工学力のデザイン」（丸善、2007年1月）が出版され、全国に広く発信されている。平成16年度に採択された「地域と連携した実践型医学教育プログラム—現代版「赤ひげ」の育成を目指した長崎県五島列島における包括的保健・全人的医療教育の実践—」では、導入以降毎年、長崎大学医学部の卒業生が研修医として離島中核病院に勤務するなど離島医療に対する関心が高められている。また、文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）に、平成18年度に「現代『出島』発の国際人育成と長崎蘭学事始—学生・留学生と市民参加による長崎の蘭学研究と文化・地域の活性化—」が採択されており、オランダ・ライデン大学からの短期留学生と日本人学生が共に学ぶ「長崎蘭学Ⅰ・Ⅱ」の授業を行うことで、学生の異文化理解、国際理解を促進させている。同年度に採択された「健全な社会を支える技術者の育成—安全・安心教育とものづくり教育を融合した地域に学ぶ総合キャリア教育の実践—」では、地域の企業や自治体と連携し、講演・実習及び企業見学・キャリア討論会を実施することで、学生の安全なものづくりとキャリアに関する意識の向上が図られている。これらは、学生や社会の多様なニーズに対応しようとする大学の姿勢を反映している。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

入学時のオリエンテーションの際に単位制度の趣旨を説明し、また、シラバスを充実させることによって学生が自主的に予習・復習を行えるようにしている。さらに、入学した学期に「教養セミナー」が実施

され、授業時間外でも指導を受けることができるようにオフィスアワーでの指導、授業時間外の指導、ウェブサイトを使用した指導等が実施されている。

学習時間を確保し、単位制度を実質化するために、各学年とも履修登録の上限が 40～46 単位に設定され、GPA（Grade Point Average）を導入して、履修登録の上限解除者の決定、履修コース選択、卒業研究配属決定等に利用している。また、多くの学部で各学年において履修登録できる単位数の上限が定められている。なお、キャップ制が適用されない医学部、歯学部ではほとんどすべての科目が必修であり、履修科目数を最小限にし、あるいは共用試験を行うなどして単位の実質化を図っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

夜間主コース（経済学部）では、学生の勤務時間を考慮して、夜間の履修だけでも卒業が可能になるように、全学教育及び専門教育の授業時間帯が 18 時 00 分から 21 時 10 分と設定されており、全学教育と専門教育の両方が経済学部キャンパスで実施されている。また、全学教育を実施するとともに、専門教育には、学部導入科目、学部基礎科目、コース基礎科目、応用科目及び演習科目が配置され、基礎から順に専門領域における学習内容を学び易くしている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

全学教育科目及び専門教育科目において講義、演習、実験、実習等を組み合わせ、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、ウェブやビデオ等多様なメディアを利用した授業が取り入れられている。また、TAを活用した教育が実施されている。

例えば、経済学部における海外短期留学や官公庁からの出向教員による講義、教育学部における対話型授業やAV機器の利用、医学部におけるPBL（Problem Based Learning）チュートリアルや離島等での実習、工学部におけるパソコンを用いたシミュレーション教育など、各学部や研究科で、それぞれの教育内容に応じた様々な工夫が図られている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスには、授業科目名、担当教員名、授業目的、授業形態、毎回の授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等の具体的指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載され、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本的事項が示されている。このシラバスは学生及び教員に配布され、ウェブサイト上にも掲載されている。教員の授業実施報告書では、ほとんどの授業でシラバスどおりの授業が実施され、シラバスどおりの成績評価が実施されており、「学生による授業評価」でも「シラバスは授業の目標や計画及び評価方法を適切に示していた」とする肯定的意見が70%を占めている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断

する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

初年次学生には、全学教育の教養特別講義及び教養セミナーにおいて、自主的な学習態度、図書館利用法、ウェブサイト利用法、調査研究方法・まとめ方・表現方法を教授しており、学生の自主企画による「ラーニング・ティップス（学びの秘訣集）」はウェブサイト上で公開されている。また、数学のプレイスメントテストやTOEIC試験を実施して、結果を学習指導に役立てるとともに、英語の習熟度別クラス編成や数学、物理学、化学、英語等の「リメディアル教育」によって教育支援を行っている。

学生ごとに担任教員及び相談教員を配置し、オフィスアワーを設定し、試験対策セミナーを実施する等、全学的に学生の学習支援を行っている。また、自主学習推進・学習環境改善のため、ウェブ教材、学生希望図書、教員推薦図書、収書専門委員会選定図書、シラバス掲載図書を整備している。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

学則において、定められた在学すべき年数以上在学し、卒業要件単位を修得した者については、所属学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する（卒業認定基準）ことが定められている。また、成績評価基準及び単位の認定は、学部規程又は全学教育履修規程に定められており、大学ウェブサイト、学生便覧、履修の手引き等にて学生への周知が図られている。

なお、各授業科目の成績評価の方法、合格基準についてはシラバスに記載されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価基準に沿った具体的な成績評価方法は、授業科目ごとにシラバスに記載されており、平成18年度後期においては、全報告授業の94%でシラバスに記載された基準・方法で成績評価・単位認定が行われたことが確認されている。また、工学部6学科及び水産学部においては、成績評価等の適切性について、JABEE認定を受けている。

卒業認定については、学則に沿って、各部局で所定の単位を修得していることを確認し、卒業論文あるいは卒業研究を課している場合には、所定の審査を行い教授会の議を経て、学長が認定している。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価の方法、評価基準はシラバスに記載されており、模範解答の例示あるいは答案の返却・閲覧が行われている。試験の成績は、前期、後期それぞれ直接学生に通知されており、成績結果に異議がある場

合は、授業担当教員又は学務係に問い合わせ、その後、授業担当教員は答案を示して説明するなど適切に対応することとされている。なお、教務委員会申合わせによって、各部局における成績異議申立て受付期間が設定されている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

学則に定められた大学院の目的は、修士課程（博士前期課程）では「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うこと」であり、博士課程（博士後期課程）では「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」と定められている。これらの目的に沿って、修士課程・博士前期課程では、高度専門職業人育成のためのニーズにこたえて、高度な専門分野の授業科目、幅広い視野を育成するための関連領域の授業科目が配置され、また、多彩な資格や専門的能力へのニーズにもこたえている。

また、博士課程・博士後期課程では、自立的な研究者育成の社会的期待にこたえるために、研究者として必要な能力や技法を身に付けるための授業科目が設定されており、例えば、教育学研究科では、創造性豊かな研究能力や高度な実践力を発揮できる教員の養成を図るために、必修の課題研究科目や特論科目等が置かれている。また、生産科学研究科では、学際化にも対応できる高度専門職業人や研究者の養成のために、博士前期課程各専攻に共通必修の総合セミナー科目、博士後期課程各専攻に共通必修の特別講義科目、特別演習科目等が置かれている。

さらに、各研究科・専攻においては、授業科目と合わせてそれぞれの教育目的や学位に対応した研究指導、論文指導等を組み込み、最終試験が課されている。

なお、教育学部附属学校園は、学生に各専修領域の授業を一定期間（例えば、一単元分）実施させ、授業を目標の達成度や児童・生徒及び教師の活動などの観点から研究させることにも活用されている。また、医学部・歯学部附属病院は学生の実習・演習といった大学院教育の場として、水産学部練習船は乗船実習・調査実習を通じた論文の研究活動の一環として、それぞれ活用されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

各研究科・専攻で教育課程編成の趣旨に沿った授業が実施されている。

修士（博士前期）課程における教育は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うためのものとなっており、例えば、経済学研究科の「マーケティング」では、実践力を培うことを主眼とし、実践的マーケティングと戦略の立案を構築できることを目指す内容となっている。また、生産科学研究科の「総合セミナーAおよびB」では、学問を俯瞰し視野を広げることを主眼とし、科学技術を支える各専門分野の教育研究内容の重要性を理解させるための内容となっている。

博士（博士後期）課程における教育は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う

ためのものとなっており、例えば、医歯薬学総合研究科の「感染分子解析学特論」では、高度な専門性を付与することを主眼とし、ウイルス感染が原因となる中枢神経疾患および癌におけるウイルス分子の役割について最新の話題を習得する内容となっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

当該大学では、授業については、各専攻の学習・教育目標や特性に応じて、シラバスに参考文献等を記載することにより、関連する内外の学界の研究活動の成果を踏まえた展開が可能となっていることが見て取れる。また、関連する内外での最新の学術論文や学術図書をテキストとして使用している授業も多い。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

シラバスには授業の到達目標、科目の位置付け、教科書・参考文献、履修条件等が記載され、また、オリエンテーション及びガイダンスでは学習時間の確保を指導するなどして、学生が自主的に予習・復習を進め易いよう配慮がなされている。

さらに、授業科目ごとに少人数指導、マンツーマン指導が行われ、課題調査、レポート作成、学内外の学会発表、試験等によって学習効果の向上が図られている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

教育学研究科では現職教員、経済学研究科及び生産科学研究科では企業勤務者、医歯薬学総合研究科では医療関係従事者を主な対象として、勤務終了後にも学習できるように配慮した集中講義、夜間開講あるいは土曜、日曜、休日開講が行われている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

各研究科・専攻ごとに、それぞれの教育の特色を考慮して講義、演習、実験、実習等を組み合わせ、また少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器を活用した授業等を行うなど学習指導法の工夫が見られる。

文部科学省 21 世紀 COE プログラムに採択された「放射線医療科学国際コンソーシアム」、「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略拠点」では、国内及び海外の教育研究機関との合同研究の中で、学生の派遣制度や e-learning を利用した教育が推進されており、国際的な研究者や専門家の養成が図られている。

また、文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに、平成 17 年度に「海洋環境・資源の回復

に寄与する研究者養成」が採択され、大学の練習船を活用して、東シナ海を舞台にした日中韓学生・教員の国際共同調査実習、国際セミナー、海洋環境資源英語教育を行っている。加えて、同年度には同事業に「国際的感染症研究者・専門医養成プログラム」が採択されており、熱帯医学研究所や国立病院機構長崎医療センター臨床研究センターとの共同研究による基礎・臨床融合型研究を医歯薬学系研究科のカリキュラムのコースワークとして取り入れ、学生の海外研修制やe-learningを実施することにより、国際的に活躍できる人材育成の教育プログラムが構築されている。

さらに、文部科学省資質の高い教員養成推進プログラム（教員養成GP）に、平成18年度に「出会い、研鑽、臨床で育む高度な支援力—大学院レベルで行う多様で高次の臨床実習の実施—」が採択され、各学校段階で高度な実践力を発揮できる教員の養成を目指して、臨床実習を重視したカリキュラムを取り入れている。

そのほか、平成19年度には、九州大学等と共同で申請した「九州がんプロフェッショナル養成プラン」が文部科学省がんプロフェッショナル養成プランに、「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」が文部科学省グローバルCOEプログラムに採択されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスには、授業科目名、担当教員名、授業目的、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法と基準、準備学習等についての具体的指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生及び教員に配布され大学ウェブサイトにも掲載されている。

また、教員からの授業実施報告書によると、ほとんどの授業でシラバスどおりの授業が実施され、シラバスどおりの成績評価が実施されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

各研究科では、教員は1年ごとの「研究指導計画書」を作成して大学院生の授業の履修指導及び研究指導計画を立て、学生ごとに研究指導教員を定めて、実験、学内外での発表会、論文作成等の研究指導を行っている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

大学院学則及び各研究科規程に基づき、研究指導のための指導教員と副指導教員が置かれ、研究指導計画書に沿って学生を指導している。学生は研究の各段階で指導教員の指導を受けており、さらに、学内での試問会、研究討議、研究室でのゼミ、学外での発表会、論文の投稿、TAとして学部生の実験指導補助、RAとして研究補助を通じて能力の育成が図られている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

大学院学則及び各研究科規程に基づき、学位論文に係る研究の指導教員及び副指導教員が置かれ指導が行われている。また、学内での研究討議やゼミへの参加、研究の中間発表会やピア・レビュー等を通じて他の教員からも指導を受けるなど、指導体制に工夫が見られる。学位論文の内容については、各研究科で審査基準を設け、特に博士論文は、その水準を保つためにレフェリー付き学術雑誌に投稿するよう指導が行われている。

なお、大学院生の研究発表数は平成17年度、教育学研究科35件、経済学研究科83件、医歯薬学総合研究科815件、生産科学研究科426件、合計1,359件である。また、大学院生の論文発表数は平成17年度、教育学研究科30件、経済学研究科19件、医歯薬学総合研究科286件、生産科学研究科206件、合計541件である。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備されていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

大学院学則によって成績評価基準が定められ、成績をA、B、C及びDの評語をもって表し、A、B及びCは合格、Dは不合格とされている。また、各授業科目について、成績評価基準及び評価方法（論文、レポート、筆記試験、口頭試問等）が定められており、シラバスに記載されている。

修了認定基準は大学院規則で定められており、所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、修士論文、博士論文の審査に合格し、最終試験に合格したものが修了認定されることとなっている。なお、優れた研究業績を上げた者に対しては在学期間の短縮制度がある。

これら成績評価基準や評価方法並びに修了認定基準は学生便覧やシラバスに記載され、また、オリエンテーション等で学生に周知が図られている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

大学院学則や各研究科規程に定める成績評価基準や修了認定基準に沿って成績評価及び単位認定が実施されている。また、各担当教員は授業実施報告書を各研究科長に提出し、各研究科長は計画・評価本部教育専門部会にその写しを提出することとして、全学的にも成績評価や単位・修了認定の適切な実施が図られている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

学位論文の審査体制は大学院学則、学位規則及び各研究科規程に沿って実施されている。すなわち、学

生は研究科長を経て学長に論文を提出し、各研究科教授会は主査1人、副査2人以上の審査委員（必要ならば当該研究科教授会構成員以外の教員を審査委員に加える）を選出して論文の審査及び最終試験が行われている。最終試験は論文を中心として、関連ある科目について口頭又は筆答による試験を行い、審査結果は当該研究科教授会に報告されて3分の2以上の賛成で合格と判定されており、この結果は学長に報告され、学長が最終決定して学位が授与されている。なお、論文要旨及び審査要旨はウェブサイトで公開され、また、論文（又は要旨）は1年以内に印刷公開されている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価の方法、評価基準はシラバスに記載されており、前期及び後期の成績は学生に直接通知されている。学生が成績評価に異議がある場合は、申立期間内に授業担当教員又は学務係に問い合わせ、授業担当教員又は学務係は直ちに必要な措置を行うこととされている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 文部科学省特色GPに、平成15年度に「特色ある初年次教育の実践と改善～教育マネジメントサイクルの構築～」、「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成～創造性豊かな技術者を志す学生の連携による教育プログラム～」、平成16年度に「地域と連携した実践型医学教育プログラム～現代版「赤ひげ」の育成を目指した長崎県五島列島における包括的保健・全人的医療教育の実践～」が採択され、初年次教育に対する教育マネジメントサイクルモデルの創生及び実践、工学教育の体制整備及び実践、離島医療に対する関心の向上などの取組が行われている。
- 文部科学省現代GPに、平成18年度に「現代『出島』発の国際人育成と長崎蘭学事始」、「健全な社会を支える技術者の育成」が採択され、学生の異文化理解、国際理解の促進、学生の安全なものづくりとキャリアに関する意識の向上が図られている。
- 文部科学省21世紀COEプログラムに、「放射線医療科学国際コンソーシアム」、「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略拠点」が採択され、合同研究の中で、学生の派遣制度やe-learningを利用した教育が推進されている。
- 文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに、平成17年度に「海洋環境・資源の回復に寄与する研究者養成」、「国際的感染症研究者・専門医養成プログラム」が採択され、日中韓学生・教員の国際共同調査実習等、国際的に活躍できる人材育成の教育プログラムの構築が行われている。
- 文部科学省教員養成GPに、平成18年度に「出会い、研鑽、臨床で育む高度な支援力」が採択され、高度な実践力を発揮できる教員の養成を目指したカリキュラムを取り入れている。
- 文部科学省現代GPに、平成19年度に「PATプログラムによる地域共生力の育成－学校発！学生の学びを活かした心の過疎化地域の活性化－」が採択されている。
- 文部科学省がんプロフェッショナル養成プランに、平成19年度に九州大学等と共同で申請した「九

州がんプロフェッショナル養成プラン」が採択されている。

- 文部科学省グローバルCOEプログラムに、「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」が採択されている。

基準 6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準 6 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

教育研究の目的は学則及び大学院学則に定められており、それに沿って各学部及び研究科は全学教育及び専門教育において学生が身に付けるべき学力・資質・能力及び養成しようとする人材像及びその方針等を定めて、全学教育学生便覧、大学案内及び研究科履修案内等に表示されている。

達成状況を検証・評価するため、学長を本部長とする「計画・評価本部」が設置されており、その中の計画・評価本部教育専門部が全学委員会等と連携して教育目的の達成状況を検証・評価している。例えば、全学生を対象に行う「学生生活調査」で学生の立場からの項目を加えて評価を行い、また、卒業生、企業等を対象とした「大学の教育成果評価のためのアンケート調査」で、外部から教育目標の達成状況を検証・評価している。

なお、水産学部水産学科及び工学部 6 学科では、J A B E E の認定を受け、達成度を検証・評価している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 18 年度前期における全学教育必修科目における合格率は 82.8～99.1%であり、また、学年制を取っている医学部における各学年での進級率は約 96%である。平成 17、18 年度の各部局における規定年限以下（規定年限での卒業及び早期卒業）での卒業生の割合は約 80%である。

大学院修士課程・博士前期課程の学生は、ほぼ規定年限で課程を修了している。博士課程・博士後期課程では、52.9%の社会人学生が在籍するためか、規定年限での修了者は約 46%である。なお、社会人学生等が計画的に規定年限を超えて卒業・修了することを支援するために、平成 18 年度に社会人学生等に対する長期履修規程が策定されている。

平成 18 年度における生産科学研究科及び医歯薬学総合研究科の大学院生によるレフェリー付き論文発表数は、修士課程・博士前期課程の学生が 133 編、博士課程・博士後期課程の学生が 396 編で、32 人の大学院生が学会等の論文賞等を受賞している。

また、平成 18 年度における各種の国家試験合格率は、医師（90.7%）、歯科医師（82.5%）、薬剤師（83.9%）、看護師（96.9%）、保健師（100%）、助産師（93.3%）、理学療法士（100%）、作業療法士

(94.7%) となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成14年度から全部局において「学生による授業評価」が実施されている。平成18年度集計結果（全体）を見ると、特に「シラバス」や「目標達成」に対する肯定的評価（「そう思う」あるいは「どちらかといえばそう思う」）は約75%と高く、「総合的満足度」に対しても60%の学生が肯定的評価をしている。一方、否定的評価（「どちらかといえばそう思わない」あるいは「そう思わない」）は総合満足度で約15%である。

また、全学教育目標達成感アンケート結果によれば、68.8～85.2%の学生が普通または普通以上の達成感を持っており、当該大学の基本的目標とも係わる「平和、長崎」に関しても、75%以上が達成感を感じている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成18年度の卒業生は1,438人で、そのうち就職者は906人（63%）、大学院進学者は386人（26.8%）である。特に就職希望者の93%が就職し、大学院進学希望者の96.3%が大学院に進学している。部局別にも大きな差異は認められない。教育学部における教員採用率は65.5%（臨時的任用含む。）である。特に、大学院修士課程・博士前期課程では、就職希望者に対する就職者の割合は97.8%と高い。また、就職先は長崎を含む九州地区53%、関東地区に30%である。就職業種は各部局の目的に沿ったもので広範囲に及んでおり、総合大学としての特徴を示している。

大学院への進学率は、理系学部である薬学部、工学部、水産学部で46.1～63.6%（平均で51.8%）である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学部卒業後おおむね5年（811人）及び10年（704人）を経過した卒業生を対象に行った「大学の教育成果評価のための卒業生へのアンケート調査」では、大学で受けた教育内容についての満足度は高く50%以上が満足している。満足している内容では「専門科目」という回答が約70%に達し、現在の職場で役立っている科目としては、実験・実習、演習・セミナーなどの実践的な専門科目が挙げられている。

また、企業（2,000社）に対して行った「大学の教育成果評価のためのアンケート調査」では、卒業生の「基礎知識」、「対話力」、「協調性」、「積極性」に関しておおむね高い評価を得ている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

全学部新入生のオリエンテーションでは、全学教育については大学教育機能開発センターが、専門教育については各学部が学生便覧とシラバス等を配布して解説している。

また、全学部で1年次生を対象とした「学外合宿研修」が実施され、履修方法や学習の進め方について理解を深めさせている。教育学部の新入生オリエンテーションに関するアンケートでは、学部概要、教育課程、教育実習及び履修方法について「よくわかった、1点」「ふつう、2点」「あまりわからなかった、3点」で評価すると、平均点1.6である。

大学院生にもガイダンスが実施され、カリキュラム、履修上の注意及び卒業・修士論文の作成要領を説明している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

全学的に各教員がオフィスアワーを設け、シラバスには教員の研究室やメールアドレス等の情報が記載されている。研究室やゼミ配属前の学部生に対しては、全学部において学年（クラス）担任制あるいは少人数担任制やアドバイザー制度が、留学生に対してはチューター制度が設けられている。学部生及び大学院生には指導教員が定められ、学習相談・助言に当たっている。また、学生同士による「ピア・サポート制度」で学習や生活等の相談に応じている。全学教育の「教養セミナー」では、複数の学部の学生による10人程度のクラスを編成して、多様な学部に所属する学生・教員間のコミュニケーションづくりが図られている。

また、学生が自ら企画・編集する「初年次学生のためのラーニング・ティップス」では、新入生が大学生活を有意義に過ごしていくためのヒントがウェブサイトで公開されている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

全学部生を対象とする「学生生活調査」を実施し、学生の学習、授業内容、就職・進学についての理解度や満足度の把握に努めており、自由記述による学生からの様々な意見は、学生生活調査専門委員会が「支援事項」としてまとめ、学生委員会が「重点支援項目」に設定している。

また、学生の要望を直接聞くために、「学長としゃべり場」や「学長と卒業予定者との懇談会」が年2回開催され、「学長宛電子メール」でも学生の意見を受け付けている。さらに、各部局の教員が学生と直接懇談する場も設けられている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生は平成18年5月現在、44カ国332人が在学し、全学生の3.5%を占めている。留学生を支援するため、留学生センターに専任の教員6人が配属され、予備教育として「日本語集中プログラム」が提供され、習熟度に応じたクラスが設定されている。また、オフィスアワーによる直接面接及び電子メール相談や学生チューターによる学習支援が行われ、留学生センター及び留学生課のウェブサイトは英語、中国語、韓国語でも公開されている。さらに、留学生センターのコンピュータ室、留学生交流プラザ及び附属図書館には留学生が利用可能なパソコンが設置されている。

大学院の社会人学生は修士課程・博士前期課程43人、博士課程・博士後期課程339人であり、夜間・土曜・日曜の授業及び研究指導、夏期休業時の特別集中講義の実施、他大学との単位互換制度の推進等が行われている。また、長期履修制度により修業年限の延長や、それに伴う授業料負担の軽減制度もある。

障害のある学生に対しては、入学試験において、要望が出された場合には、障害の程度に応じて必要な措置が講じられている。例えば、教育学部、水産学部の場合、視聴覚障害者の入学試験において同人の保護者からの申し出に基づき、試験場における受験生への留意事項の説明を口頭説明に加え、OHP投影による拡大表示が行われた。また、面接試験においても面接委員との距離を極力縮め、質問が聞こえているかを確認しながら試験を行い、聞き逃しによる不利益が生じないように配慮された。さらに、講義の際には補聴器や小型テレビの使用と本人が前方に着席する等、受講に支障が無いよう対応がなされた。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

中期計画に謳っている「学生顧客主義」に沿って、学生の自主学習を支援している。部局の講義室・実習室・演習室に空調設備、無線LAN等が整備されている。特に学生プラザ、リフレッシュルーム、自主学習室、情報メディア基盤センター等にはパソコンが配置され、また、自由にLANに接続できるようになっている。

附属図書館の閲覧座席は、1,082（中央図書館654、医学分館241、経済学部分館187）席である。入館者数は平成15年度約438,000人、平成16年度約466,000人、平成17年度約486,000人と増加傾向にあり、平成18年度については、アスベスト除去工事等に伴う休館が20日間あったものの、約464,000人となっている。また、携帯電話から蔵書検索や図書の予約ができ、貸出・予約状況を確認できるサービスが提供されている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-2② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生のサークル活動を支援するために学生支援センターが設置され、学生委員会と学生支援課が支援活動を行っている。平成 18 年度に学生支援センターへ届け出た学生サークルは文化系が 94、体育系が 159 であり、それぞれに顧問教員が置かれ助言・指導に当たっている。

全サークルを統括する「全学サークル連合」があり、全学サークル連合と大学との共催による「サークルリーダー研修会」が毎年開催され、リーダー養成とサークル活動の活性化が図られている。

学生が利用する課外施設については、学生委員会や学生支援課が施設の安全衛生面の点検を行い、学長の裁量により改修整備が行われている。平成 18 年度にはサークルセンター棟新営や総合体育館・運動施設（防球ネット・テニスコート）の改修整備が行われた。また、長崎大学後援会からの財政援助もある。

また、競技会、展覧会、公演会等で顕著な業績を挙げた学生又は学生団体に対しては、学長表彰制度がある。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-1① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

大学での生活に早く溶け込めるように、入学時に「学生生活案内」と学生生活等の手引書『ばってんライフ』が配布され、また、1 年次生全員を対象に学部教員やクラス担任、上級生を交えた 1 泊 2 日の「学外合宿研修」が実施されている。

学生の個人的な相談は、学生支援センターの学生何でも相談室と保健管理センターの学生相談室で受け付けている。また、各学部・研究科に相談担当教職員が配置され学生生活全般の相談に対応している。平成 18 年度の全相談件数は 1,806 件であった。

ハラスメントに対しては、「ハラスメント防止規則」が定められ、それに基づいてハラスメント防止委員会や「ハラスメントに関する相談員」が対応している。また、ハラスメント防止に関する教職員 F D 研修会や学生に対する講演会も開催されている。

就職支援については、全学就職委員会と学生支援課による「学内合同企業説明会」（参加企業 150 社、参加人数 658 人）や「就職何でも相談及び模擬面接」（参加人数 216 人）が開催されているほか、就職支援室が設置されてアドバイザーや就職活動のためのパソコンが配置されている。また、企業リクレーター向け大学案内『長崎大学は、今』や『就職のしおり』も発刊されている。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-2② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生顧客主義の理念に基づき、全学部全学生を対象とする学生生活調査を実施し、その結果に基づき「重点支援項目」を策定して学生生活を支援している。「学内喫煙所以外での禁煙」、「ピア・サポート活動」等を実現させたほか、学長や教職員と学生の懇談会を定期的に開催し、学長への電子メールや意見箱なども活用して、学生の意見や要望が把握されている。平成 11 年度からは学生の「夢」を毎年募集し、「夢大賞」を選定しており、平成 18 年度は「ランチタイムコンサート」の定期化を実現させている。

また、附属図書館でもキャンパスごとに学生との懇談会を開催して、学生のニーズの把握に努めている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生の生活面での相談には、助言教員・指導教員と学生チューターが応じている。また、交換留学プログラム履修生等に対しては、留学生センター教員が助言教員となり個別に対応している。

留学生用宿舎として国際交流会館や、地元企業より提供された長崎地域留学生会館があり、また、民間等の宿舎に入居する留学生のために、長崎県国際交流協会が機関保証を行う「長崎地域留学生住宅保証制度」を設けている。さらに、長崎大学外国人留学生後援会（学内外の個人・団体の寄付金）による家賃補助、不動産仲介手数料補助も行われている。

社会人学生には、「再チャレンジ支援プログラム」として平成 19 年度に授業料免除を可能にしている。また、医学部では、「長崎大学医学部等留学生に対する前田小枝子記念奨学金」による私費留学生支援が行われている。

障害のある学生等に対して、建物入り口のスロープ化、講義室の段差解消、身障者トイレの設置等が行われ、キャンパスのバリアフリー化を進めている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

大学を經由して募集する奨学金等については、学生支援センターが情報提供や出願手続きの支援を一元的に行っており、日本学生支援機構の奨学金受給者は、平成17年度末現在で4,056 人（全学生の44.6 %）、民間奨学団体の奨学金受給者 53 人、地方公共団体の奨学金受給者 168 人である。各種奨学団体奨学金を含めた奨学生は、全学部生、大学院生、留学生の 47%である。また、大学院奨学金返還免除は平成 17 年度は24 人となっている。

授業料免除、入学料免除に関しては「免除選考基準」が定められており、学生要覧などで公表されている。平成 18 年度前期では学部・大学院で授業料全額免除者 407 人及び半額免除者 205 人の計 612 人（申請者の約 70%）となっている。また、社会人学生 28 人、留学生 104 人が免除された。入学料免除については、学部・大学院で 38 人が半額免除、うち、社会人学生 1 人、留学生 11 人となっている。入学料猶予者は 17 人である。

さらに、留学生には長崎大学外国人留学生後援会から家賃補助、不動産仲介手数料補助を実施している。

そのほか、「大学高度化推進経費（学長裁量経費）による海外派遣及び国際交流事業の支援事業」の公募によって、学生が主体となって活動しているシンポジウム等への支援が行われている。平成 18 年度においては、合計 8 件の採択に対して 9,816,480 円の支援（海外派遣：2 件、4,354,480 円、国際交流事業：6 件、5,462,000 円）が行われた。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 全学生に対する学生生活調査を実施してニーズの把握に努め、あるいは学生の「夢」を募集して「夢大賞」を選定するなど、学生のニーズに応じた生活支援が行われている。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は、文教地区が 187,125 m²、坂本地区が 177,997 m²、片淵地区が 54,299 m²となっている。また、各地区の校舎等の面積は、計 315,126 m²となっている。

校地は、文教キャンパス、坂本キャンパス、片淵キャンパスの 3 箇所に所在し、その合計面積は 419,421 m²である。また、8 学部・4 研究科の校舎面積は 315,126 m²であり、講義室、研究室、実験・実習室、演習室等に使用されている。

施設の整備及び活用は、中期計画に掲げた「施設整備計画の策定」、「施設整備の計画的推進」に沿って実施されており、教育・研究環境の整備を推進している。

附属図書館（中央図書館、医学分館、経済学部分館）の平成 18 年度の入館者数は約 464,000 人である。

語学学習の施設としては、全学教育棟内に LL 教室（64 席）が配置され、また、情報メディア基盤センターに自学自習用教材として英語マルチメディア学習システムが導入されている（登録者数 14,065 人）。

課外活動施設、国際交流施設、福利厚生施設も整備され、国際交流会館は、当該大学の外国人留学生と外国人研究者のための居住施設として昭和 58 年に設立され、現在、西町会館と坂本会館の 2 館体制で運営されている。

文教キャンパスでは、グラウンド、体育館、テニスコート、ハンドボールコート、弓道場、プールが整備され、健康スポーツ科目及び課外活動に使用されており、平成 18 年度の総合体育館及び補助体育館の利用者は約 55,000 人である。また、坂本・片淵キャンパスにも、グラウンド、体育館、テニスコートが整備されている。

老朽化した既存施設については、学生の学習環境及び生活環境の改善を最優先課題として、維持管理と予防保全等を行いながらサークルセンター棟の新営、トイレ・総合体育館・運動施設・講義室等が改修整備され、アスベスト対策が実施され活用されている。また、改修にあたってはバリアフリー化にも配慮されている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

大学のキャンパス情報ネットワークの適正な管理・運用を図るための管理規則及び運用規程が制定されており、また、ウェブサイトの運用については長崎大学ホームページ管理運用規程が制定されている。

平成6年以降、学内ネットワークの整備を進めて長崎大学キャンパス情報ネットワークが構築されている。3つのキャンパスの主な建物間はギガビットの光ファイバーケーブルで接続され、学生が利用する施設には情報コンセントが設置されており、また、ファイアウォールを介して九州大学のスーパーSINETノードに1ギガビット/秒で接続されている。

教職員、学部生、大学院生は学内LANに接続したパソコンから電子メールやウェブによる研究・事務連絡、学術情報の検索・収集、就職情報の収集等ができる。また、情報メディア基盤センターには学生用パソコン約530台が設置されており、各学部、研究科及び他センター等においても学生用パソコン約330台が設置されている。教職員、学部生、大学院生へのIDの発行件数は18,242件である。

キャンパス情報ネットワークの適正な管理・運用を図るため、管理規則及び運用規程が制定され、基幹ネットワークについては情報メディア基盤センターが、支線ネットワークについてはそれぞれの部局が管理・運営を行っている。特に、キャンパス情報ネットワークと情報メディア基盤センターの各種サーバ・システムの管理・運用とセキュリティ管理には、情報メディア基盤センター長1人（兼任）と専任教員4人・技術職員2人が配置され、外部からの攻撃や不正アクセスに対する防御のために、ファイアウォールを設置するとともに「長崎大学情報セキュリティポリシー」が制定されて、セキュリティ対策を推進している。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

施設・設備の運用に関して、長崎大学における施設等の有効活用に関する規則及び長崎大学教育研究共用スペースの使用等に関する規程等が定められ、財務委員会に設置された「施設マネジメント専門部会」において施設マネジメントに係る諸課題が検討されている。改修工事に際しては、面積の約20%が教育研究共用スペースとして確保され、オープンラボとして利用されている。また、施設部では、教職員とともに施設安全点検パトロールが実施されている。さらに、施設に関する規定、施設の現状、施設整備における国の方策等が記載された『施設マネジメントセミナー資料』及び『施設設備ガイドブック』が冊子で配布され、大学ウェブサイトでも公開されている。

各施設の利用規程及び利用法はウェブサイトで公開するとともに、学生教育に関連の深い設備等の利用規程は、学生生活案内に記載して学生に配布している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館では、平成19年5月1日現在、図書約956,000冊（和書658,000冊；洋書298,000冊）、学術雑誌約22,000種（和雑誌15,000種；洋雑誌7,000種）、視聴覚資料約3,000タイトルを備え、また、電子ジャーナルは約8,000誌が利用可能であり、データベースによる学術文献情報、新聞記事、百科事典等の検索が可能である。

これらのほかに、幕末明治期の古写真や近代医学史料等、地域の特色を生かした貴重資料コレクションを有し、ウェブサイト上でも一部公開されている。

図書館資料収集の方針や基準は、収書専門委員会で策定され公表されている。学生用図書については、

シラバス掲載図書の網羅的収集、さらに学生希望図書や教員推薦図書の募集により、系統的で利用者の要求に基づく蔵書構成が推進されている。また、図書館の有効利用を促す方策として、毎年、学部別・キャンパス別に学生懇談会を開催し、学生のニーズの把握に努めており、開館時間の延長、閲覧機の更新、グループ学習室の開設、パソコンの増設等が行われている。

平成 18 年度の電子ジャーナル及びデータベースの利用は共に約 300,000 件である。電子化してインターネットで公開している古写真、近代医学資料、武藤文庫等の貴重資料コレクションに対するアクセス数は、平成 17、18 年度で海外からそれぞれ 54,075 件、55,816 件、国内からそれぞれ 107,638 件、236,659 件である。とりわけ、平成 10 年に公開した古写真のデータベースに対するアクセス数は、平成 19 年 1 月に累積 100 万件を突破し、国内外で広く利用されている。

附属図書館では平日 8 時 40 分から 21 時 45 分開館、土曜・日曜・祝日 10 時 00 分から 17 時 00 分開館とし、経済学部分館では夜間開館時間を 22 時 15 分までとし、30 分間延長している。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 図書館において、幕末明治期の古写真や近代医学史料等、地域の特色を生かした貴重資料コレクションを有し、ウェブサイト上でも一部公開している。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

大学に「計画・評価本部」を設置し、全学の教務委員会との連携の下、各学部等における活動の実態を示す年度実績データや資料が収集されている。

教務データに関しては、開講科目、担当教員、成績評価結果などのデータが教務事務システムに蓄積されており、また、教員個人ごとの教育活動については、授業担当科目、教育活動に関する受賞（指導大学院生・学部生の受賞を含む）等の教育活動を示すデータや資料が長崎大学評価基礎データベースシステムに蓄積されている。さらに、「長崎大学における教員の個人評価に関する規則」及び「長崎大学における教員の個人評価に関する実施基準」による個人評価に係るデータ及び資料が蓄積され、5年ごとに公表されている。また、「学生による授業評価」に関するデータについても蓄積されている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

平成 14 年度より「学生による授業評価」が実施されており、教え方の適切さや目的達成の程度など 7 項目にわたって評価が行われている。これに部局（又は科目別）及び教員別の評価項目を加えた三層からなる項目で、学期ごとに全授業科目の授業評価が実施され、これらの評価結果は、各学部並びに授業担当教員にフィードバックされるとともに、自己点検・授業改善やファカルティ・ディベロップメント（以下、FD という）活動に利用され、また、ウェブサイト公開されている。

また、授業科目に対する学生の満足度を調査した「全学教育目標達成感のアンケート」、学長や教務委員と学生との懇談会、学長への電子メール制度や各部局設置の意見箱、あるいは全学生を対象とした学生生活調査などにより、積極的に学生の意見を調査しており、必要に応じて重点支援項目を策定し、あるいは科目の達成目標を明確化するなど教育改善に使用されている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

全学的に学部卒業（大学院修了を含む）後 5～10 年経過者を対象とした大学教育の成果及び大学教育に

対するアンケート調査が平成 18 年度に行われ、教育方法に関する自己点検・評価に利用されている。このアンケート調査を受け、学生と大学が協働する学生支援体制に加えて、地域の力を活用した支援体制を確立する「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」が企画され、文部科学省の平成 19 年度新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援 G P）に採択されている。また、多様化する学生の語学力を向上させるために、英語教育において習熟度別クラスも開講された。さらに、企業等に対して当該大学の学部卒業生（大学院修了生を含む）に関するアンケート調査が行われ、求められている人材を調査している。

各部局においても学外関係者からの意見聴取が実施されており、また、工学部 6 学科及び水産学部水産学科は J A B E E に認定されたこと、環境科学部及び学内共同教育研究施設では環境マネジメント（I S O 14001）が認証、更新されたことが自己点検・評価に反映されている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

全部局で実施される教育改善に関わる「学生による授業評価」の結果は、データベースに保管され、各部局や各担当教員にフィードバックされている。また、平成 15 年度に文部科学省に採択された特色ある大学教育支援プログラム「特色ある初年次教育の実践と改善～教育マネジメントサイクルの構築～」では、「学生による授業評価」の集計結果を用いて授業改善を継続的に行う、評価・改善の教育マネジメントサイクルが提唱された。現在それに沿った F D 研修会などが実施されている。

さらに、各部局においては、例えば、水産学部には、「学生による授業評価」の評価結果に基づくベストティーチャー賞があり、受賞者の講義を他の教員に参観させるなど、組織的な授業改善に取り組んでいる。

これらの教育改善を統括するのは教育改善委員会であり、「評価結果を教育改善のために活用する制度と各部局の活動事例」をまとめた『教育改善報告書（教育改善システム運用報告）』などを作成して継続的な教育改善に取り組んでいる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

「学生による授業評価」の評価結果は教員にフィードバックされ、授業到達目標の改善やシラバスの点検、あるいは授業難易度の変更など多様な教育改善が実施されている。

例えば、情報処理科目（全学教育必修科目）では、授業の一環として e-learning を取り入れ、学生評価に沿って継続的な改善を行っている。医学部保健学科では、授業目標達成のための計画性が低いと評価されたオムニバス形式の授業科目について、授業構造が改善された。水産学部では、評価結果等を踏まえて自己点検用シラバスが作成され、学習目標の周知方法・勉強意欲を高める手段・修得度を把握する方策・学習目標の達成度を認識させる方法などの改善に取り組んでいる。工学部のリメディアル教育においては、一部の学生から授業レベルの高度化の要求を受け、難易度の高い問題を集めた新たな教材が開発された。

こうした教員の改善事例は、『長崎大学教育改善報告書（授業評価活動報告）』として全教員に公表され、

教育改善に利用されている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っている と判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

教育改善委員会で定義したFD活動の指針に沿って、大学教育機能開発センターがFD活動のプログラムが企画・実施されている。企画は、「学生による授業評価」の評価結果や学生生活調査結果等のニーズが重視されているが、教職員や部局のニーズも取り入れられ、全学的な見地からFD活動が企画・実施されている。全学FD活動は平成12年度から平成18年度にかけて合計30回（延べ参加者数2,555人）実施されている。これら全学FD活動の受講者には、大学教育機能開発センター長（教育担当理事が兼務）から受講証明書が発行されている。

また、学生のメンタルヘルスやハラスメント防止に関しても、学生何でも相談室および保健管理センターにおける実情を踏まえてFD研修会などが実施されており、学生の精神面についての相談に関わる研修会が3回、ハラスメント防止に関わるFD研修会が1回実施されたほか、新任教員に対するFD研修会も実施されている。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

教員は、教育改善委員会及び大学教育機能開発センター、あるいは各部局が企画・実施するFDに参加し、それぞれに獲得した知識や手法を教育の質の向上や授業の改善に結び付けている。

例えば、教養セミナー（全学教育必修科目）では、FDで希望のあったコンピュータ活用法ガイダンスを取り入れ、本ガイダンスは98%の学生に肯定的に受け入れられている。

また、工学部における工業高校出身学生のためのリメディアル教育では、工業高校の数学担当者・大学の数学担当者（教養教育及び専門教育）を対象とした授業公開と授業実践研究会を行い、その成果に基づき新教材「リメディアル教育のための微分積分演習ノート」が開発されている。そのほか、歯学部では、e-learningを活用した授業改善を目的とし、大学教育機能開発センターの支援を受けて、平成17年度にコースマネジメントシステムWebCTを活用するための実践的FD活動が実施された。これにより、過去の授業資料をWebCT上に登録し、いつでもどこからでも学生がそれを閲覧できるようになっている。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

長崎大学ティーチング・アシスタント取扱規程に「研究指導教員及び授業担当教員は、TAに対し、連携して事前に適切なオリエンテーションを行い、随時当該教育補助業務に関する意見を聴取しなければならない。」と定められており、「TA FDの手引き」も作られている。また、各研究科では、それぞれの特質に対応したTAの研修が行われ、「ティーチング・アシスタント マニュアル」を作成するなどして教育活動の質の向上を図っている。また、全学教育科目の「情報処理入門」では、担当教員及びTAの全員

が集まり、授業の進め方に関する研修やセミナーが実施されている。

技術職員については、所属する部局等において、それぞれの職務に関する専門的知識及び技術を習得させ、職員の資質の向上を図るための研修が実施されている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成19年度に文部科学省学生支援GPに「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」が採択されている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 18 年度末現在の資産は、固定資産 91,169,818 千円、流動資産 15,685,672 千円であり、合計 106,855,490 千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債 29,127,894 千円、流動負債 12,309,943 千円であり、合計 41,437,838 千円である。なお、負債のうち、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき返済している借入金が 21,604,677 千円であり、その他の負債については、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金収入、附属病院収入及び外部資金等で構成されている。

平成 16 年度からの 3 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保されている。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成 16 年度から平成 21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、財務委員会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長により決定されている。

これらの計画は、大学ウェブサイトで公表されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成18年度において、経常費用 38,881,687 千円、経常収益 40,345,344 千円であり、経常利益 1,463,657 千円、当期総利益が 1,765,460 千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、財務委員会、経営協議会及び役員会で作成し、議を経た「学内予算配分基本方針」、「予算配分骨子」及び「学内予算配分の概要」を踏まえて、学長が予算配分方針を決定している。

また、教育研究基盤経費とは別に、公募プロジェクト経費、新任教員のための教育研究推進支援経費、年度計画を実施するための支援経費、教育研究活動の活性化を図るための大学高度化推進経費（重点高度化経費）を設けるなど、教育研究活動に必要な経費を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。

法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、独立性を持つ監査室を設け、内部監査規程等に基づき、監査室職員及び監査担当者が監査を実施し、監査室長が内部監査報告書を学長に報告している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

国立大学法人法に基づき、学長、役員会、教育研究評議会、経営協議会、学長選考会議及び監事 2 人が置かれ、それぞれの運用規則が定められて業務を遂行している。役員会は学長と 6 人の理事（教育・情報担当、研究・国際担当、社会貢献担当（非常勤）、企画担当、評価・人事担当、財務担当）で構成され、また、学長が任命する 4 人の副学長（教務担当、学生担当、入試担当、国際担当）、2 人の学長特別補佐、6 人の学長補佐が、学長及び理事の業務を補完している。

教育研究評議会は、学長と 5 人の理事、事務局長、14 人の部局長等及び 6 人の学長が指名する評議員で構成され、原則として毎月 1 回開催されている。また、年 6 回開催される経営協議会は、学内委員 10 人（学長、理事 3 人、部局長 5 人、附属病院長）と学外委員 10 人の計 20 人の委員で構成されている。学長選考会議は 6 人の学内委員（学部長、研究科長等）及び 6 人の学外委員並びに学長の指名する理事 2 人で構成されている。

事務組織は、事務局の下に、総務部、研究国際部、財務部、学生支援部、施設部、学術情報部で構成され、事務局長が統括している。特に教育課程の展開を直接支援するため、各部局には学務係を置き、職員を配置して支援体制を整え、また「学生支援センター」を設置している。これらの事務に従事している職員数は 450 人となっている。

学内コンセンサスを醸成する組織として、学長、理事及び部局長で構成する連絡調整会議があり、また全学委員会として設置された教務委員会、教育改善委員会、学生委員会、就職委員会、入学者選抜委員会では、理事又は副学長が委員長を務め、各部局の教務等を担当する委員会の委員長が構成員となって全学的な連携を図っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長を議長として全理事・副学長・学長特別補佐及び学長補佐で組織する戦略企画会議が置かれ、全学的経営戦略を企画・立案するとともに、学長が議長である役員会、教育研究評議会、経営協議会の役割分

担を確立し、意思決定が行なわれている。

また、学長、理事及び部局長等で構成する連絡調整会議が設置され学内のコンセンサスと情報公開を図り、全学委員会では専門家による委員会と部局代表者による委員会に分けて実質的な審議を確保するなど、学長のリーダーシップを支援する体制が整えられている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生生活全般にわたるアンケート調査（学生生活調査）などで学生のニーズを調査し、また、学長や教職員と学生や卒業生の懇談会を通じて学生のニーズを把握し、施設や設備の改善を実施している。また、連絡調整会議や全学委員会においても全学的コンセンサスが図られており、大学ウェブサイトでは、電子メールにより学生や教職員が学長に直接意見を述べるができるようになっている。これらの意見から大学の管理運営に反映させた事例として、国際戦略の中核を担う国際連携研究戦略本部の設置が挙げられる。

学外関係者のニーズについては、「全学同窓会」を設立し、各部局の同窓会等からの積極的な提言を受け入れる場を設定している。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、大学の監事監査規則に基づき、当年度の監査計画を策定して、業務及び会計について監査を実施している。また、監事は、役員会、教育研究評議会、経営協議会等の重要な会議に出席し、あるいは理事及び学部長等からの意見聴取や、中期目標・中期計画、年度計画、業務実績報告書等の重要な書類を閲覧すること等を通じて、業務の実施状況を調査している。さらに、会計監査法人から監査方法及び結果の報告を受け、財務諸表及び決算報告書の確認を行い、学長に監査結果を報告するとともに、文部科学大臣に意見を提出している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員等を対象に、学内で職務階層別研修、職種別研修、意識啓発研修、資質向上研修が実施されており、九州地区国立大学法人が協力して行う各種研修にも参加している。また、事務系職員の長期研修（1年以上）への参加を促すため、研修参加者の代替職員を雇用できる環境が整備されている。さらに、事務職員の「海外短期語学研修」が平成18年度に新設されている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する基本方針は、中期目標に、基本目標として、「教育研究組織、事務組織の見直しや情報の一元的な管理体制を構築することにより業務の高度化、効率化を図る。また、柔軟な管理運営、人事、財務システムを導入して大学法人の経営基盤を確立する。」と定められ、「運営体制の改善に関する目標」には、「学長のリーダーシップの下で、機動的な大学運営を遂行できる運営体制を構築する。」と明記されている。その方針を踏まえて、管理運営に関わる役員の選考、採用に関する規定と方針、責務と権限等の管理運営の根本が基本規則及びその関連規則に定められている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

学長の考えや、大学の理念・教育目標、中期目標・中期計画・年度計画等は、大学ウェブサイトの「学長メッセージ」並びに「大学の理念と特色」に掲載されており、常時、学内外からアクセスできるようになっている。

また、大学の基本情報をはじめ、「教育」、「研究」、「国際交流・社会貢献」、「大学運営」等、大学の活動状況に関する情報が「評価基礎データベースシステム」として蓄積され、機能評価や改善に利用されている。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

平成4年以来、組織的な自己点検・評価活動が推進されているが、平成12年度からは（財）大学基準協会による相互評価により、教育、研究、組織運営、施設、国際交流、地域貢献など全般にわたって自己点検・評価が実施された。

平成17年度には、自己点検・評価を実施する全学的評価委員会を改変して、学長を本部長とする計画・評価本部が設置され、実績報告書が作成されている。また、「評価基礎データベースシステム」が導入され、大学の評価活動が推進されている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

平成12年度に実施した（財）大学基準協会による相互評価に係る自己点検・評価結果は、『21世紀の胎動《一人ひとりの変革を》—大学基準協会による相互評価結果—』として平成13年6月に刊行され、公表されている。また、平成16年度及び17年度業務実績報告書についても、計画・評価本部のウェブサイトで公開されている。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

（財）大学基準協会による相互評価、及び大学評価・学位授与機構による試行的評価を受けている。

また、各部局においても外部者による自己点検・評価の検証が行われている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

平成13年度に、（財）大学基準協会による相互評価において指摘された問題点の改善については「改善報告書」を提出し、平成17年3月「改善の取り組みは満足すべきものである」との評価を得ている。

文部科学省の国立大学法人評価委員会により課題とされた事項についても、計画・評価本部会議で改善案が策定され、全学的な人事評価システムの推進等、次年度の計画立案作業に反映させている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（１）大学名 長崎大学

（２）所在地 長崎県長崎市

（３）学部等の構成

学部：教育学部，経済学部，医学部，歯学部，薬学部，工学部，環境科学部，水産学部

研究科：教育学研究科，経済学研究科，生産科学研究科，医歯薬学総合研究科

附置研究所：熱帯医学研究所

関連施設：医学部・歯学部附属病院，附属図書館，保健管理センター，先端生命科学研究支援センター，情報メディア基盤センター，共同研究交流センター，生涯学習教育研究センター，留学生センター，大学教育機能開発センター，アドミッションセンター，環東シナ海海洋環境資源研究センター，心の教育総合支援センター（時限），九州地区国立大学島原共同研修センター

（４）学生数及び教員数（平成19年5月1日現在）

学生数：学部 7,774人，大学院 1,502人

専任教員数：993人

助手数：10人

2 特徴

本学は、「知の情報発信拠点」と「学生顧客主義」を教育研究の基本理念の柱とし，その下に教育研究水準の向上と高度化・個性化を図り，産学連携を強化・推進して，地域社会及び国際社会への寄与を目指している。

上記二つの教育・研究の基本理念は，わが国高等教育機関の中でも屈指の歴史を有し，原爆の惨禍を経ながらも，多様な分野の人材育成拠点の確立を推進し続けてきた本学の経験に基づいたものである。具体的には，本学は安政4（1857）年11月12日創設の医学伝習所（のちの長崎医科大学）を創基とし，明治7（1874）年設置の小学教則講習所（のちの長崎師範学校），明治23（1890）年設置の第五高等学校医学部薬学科（のちの長崎医科

大学附属薬学専門部），明治38（1905）年設置の長崎高等商業学校，大正10（1921）年開設の長崎県実業補習学校教員養成所（のちの長崎青年師範学校）といった前身諸学校，及び昭和17（1942）年設置の東亜風土病研究所（のちの風土病研究所），昭和22（1947）年設置の長崎高等学校を包括し，昭和24（1949）年5月31日，国立学校設置法による総合大学・長崎大学として設置された。その直前である昭和20（1945）年8月9日には原子爆弾の惨禍を経験し，長崎医科大学の892名をはじめ，前身諸学校で計974名の犠牲者が出た。総合大学設置後は昭和41（1966）年に工学部が，昭和54（1979）年に歯学部が，平成9（1997）年には国立大学初の文理融合型学際学部である環境科学部が設置された。平成13（2001）年には医療技術短期大学部を改組し医学部保健学科を設置した。このように150年の歴史と伝統を誇りながらも，社会の課題や要求に即応した教育研究組織を柔軟に立ち上げてきた。大学院は段階的に総合大学院に移行させているが，これも学士課程と同様，学際性をもった研究創出の推進を目的としたもので，現在までに医学部・歯学部・薬学部を基礎学部とする医歯薬学総合研究科，工学部・水産学部・環境科学部を基礎学部とする生産科学研究科を設置した。

本学は「特色ある大学教育支援プログラム」（特色GP）3件，「『魅力ある大学院教育』イニシアティブ」（大学院GP）2件，「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」（現代GP）2件，「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム」（医療人GP）2件，「資質の高い教員養成推進プログラム（教員養成GP）」1件の計10件がGPプログラムに採択されており，研究においても，21世紀COEプログラムに2件採択されるなど，質の高い教育研究を提供している。同プログラムの「放射線医療科学」及び「熱帯病・新興感染症の拠点形成」プログラムはいずれも中間評価で最高評価（A）を受けており，世界レベルの研究成果を創出している。さらに東シナ海に接して東アジアに最も近い長崎の地域特性を生かした「環東シナ海海洋学・水産学研究」も国際的展開を推進しはじめている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 本学の目的及び目的達成のための最重点事項

本学の目的・基本方針等は、平成12(2000)年2月24日評議会決定の「長崎大学・大学改革案－長崎大学が21世紀に目指すもの－」を基点とし、平成16(2004)年4月1日の国立大学法人長崎大学設置に伴い、これを発展させる形で国立大学法人長崎大学基本規則及び長崎大学中期目標として明示しているところである。

(1) 大学の設置目的

長崎大学は、長崎大学基本規則第3条によって「長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献するとの理念に基づき、教育研究の高度化及び個性化を図り、アジアを含む地域社会とともに歩みつつ、世界にとって不可欠な知の情報発信拠点であり続けるとともに、地域及び国際社会の発展に貢献できる人材を養成する」ことを目的として設置されている。

(2) 目的達成のための最重点事項

- 長崎大学は教育、研究の両面で世界のトップレベルを目指して、戦略的な教育研究企画を推進し、教育・研究の更なる高度化、個性化を図る。
- 「学生顧客主義」の標語の下、教養教育、学部専門教育、大学院教育の充実を図って最高水準の教育を提供するとともに、入学者選抜、課外活動、就職などを含む学生生活の全般にわたって支援体制を一段と強化する。
- 大学で創造する知的財産の適正な管理を行い、知的財産と人的・物的資源を活用した地域連携、産学官連携、国際的連携を通して教育・研究成果の社会への還元を推進する。
- 不断に外部評価も含めた点検・評価を行い、それを教育・研究の改善実施に直結できる体制を整備し、かつ、その情報公開に努める。
- 教育研究組織、事務組織の見直しや情報の一元的な管理体制を構築することにより業務の高度化、効率化を図る。また、柔軟な管理運営、人事、財務システムを導入して大学法人の経営基盤を確立する。

(3) 最重点事項達成のための基本方針

- 大学院教育を重点的に充実し、本学における教育の高度化を実現する（世界に貢献する「知」を創生しうる研究者育成）。
- 全学教育（教養教育）、学部専門教育の充実を図り、大学院・学部専門教育・全学教育のバランスがとれた教育体制を確立・維持する。
- すべての教育課程を通して社会に学ぶ実践教育を重視し、課題探求解決能力を有する職業人養成のシステムを確立する。
- 本学の歴史、地域特異性、理念に基づく特色ある教育科目を創出する。
- 4年ないし6年の一貫した大学教育を提供するため、全学教育、学部専門教育及び大学院教育のそれぞれの教育目標を明確にする。

2. 教育研究等の現場における基本方針

上記の目的、最重点事項及びその達成のための基本方針を、本学が行う教育研究面で具体化し成果を出すために、本学では長崎大学中期目標において「入学者の受け入れ」、「各学位課程の教育目標」、「研究」の観点から、それぞれの現場における基本方針を定めている。

(1) 入学者受け入れの基本方針

- 本学の理念を踏まえ、各学部・研究科が求める学生像（アドミッション・ポリシー）を明確化する。
- アドミッション・ポリシーと入試情報を積極的に公表する。
- 様々な能力、資質、適性等を多元的に評価するための入試の多様化を含む適切な選抜方法の改善に努める。
- 社会人や外国人留学生を積極的に受け入れるための環境の整備等に努める。

(2) 各学位課程の教育目標及びその基本方針

【学士課程】

（全学教育の目標）

- 幅広い視野と豊かな教養に裏打ちされた人間性を身に付け、問題意識を持って、総合的見地から問題の探求と解決に取り組む力を培うとともに、専門の幅広い基盤を理解させることを目的とする。

（全学教育の教育課程基本方針）

- 全学の教員が参画する全学協力体制を維持し、全学教育と各学部の専門教育及び高等学校教育と全学教育との有機的な連携を図る。

（専門教育の目標）

- 専門基礎教育の強化に努め、専門領域における見識を備え、専門的見地から問題の探求と解決に力を発揮し、未知の領域においても応用力をもって創造的活動に従事し、地域や国際社会に貢献できる人材を養成する。
- 大学院での学術研究にも対応できる課題探求解決能力の涵養を目指す。

（専門教育の教育課程基本方針）

- 学部間や他大学との単位互換を図りつつ、専門基礎科目から応用科目まで体系的なカリキュラムを編成する。
- 様々な分野での社会的要請に応えるように有能な専門職業人を養成する。
- 専門性を育成するため、必要に応じて、大学院と連携した教育も行う。

【大学院課程】

（大学院教育の目標）

- 現代の複雑化した国内的・国際的問題や地域の諸課題に積極的に取り組み、それらを解決しうる実践的能力及び政策立案能力を備えた高度専門職業人を養成する。
- 論理的に研究し解決しうる創造的能力を備えた研究者を養成する。
- 博士課程においては、世界的に評価の高い研究者の養成を目指す。

（大学院課程の教育課程基本方針）

- 各分野の高度専門職業人及び研究者、教育者の養成を可能にするために、各研究科や専攻等の内容の高度化・先端化・学際化及び国際化に対応できるカリキュラムを体系的に編成する。

(3) 研究に関する目標及び基本方針

（大学の理念を研究面から実現するための基本方針）

- 大学院に重点をおいた研究の高度化を推進し、国際水準の研究成果を生み出すことを目標とする。
- 研究の推進に当たっては、アジアを中心とする諸外国との連携・協力の下、長崎大学として特色のある学間分野を育てる。
- 地域の諸問題を研究課題として積極的に取り上げることを基本とし、そのための資源の重点配分を行う。

（成果の社会への還元に関する基本方針）

- 研究成果は、大学院教育に積極的に反映させ、高度な専門性を備えた人材養成に生かすとともに、地域社会の発展のために活用する。

3. 各学部・研究科における教育理念・目標

本学は、前述の全学的な大学改革案とともに、各学部・研究科等によってそれぞれの「長崎大学・部局改革案」を策定し、全学的な理念をもとにした目標を基礎としつつ、各学部・研究科等の歴史によって培われてきた個性を尊重した教育理念・目標を示した。これらを基礎として発展させた各学部・研究科及び附置研究所の教育理念・目標が、長崎大学ホームページにて公表されている。

（教育学部）

- 教育学部における教育理念は、人間形成に関わる専門的学術の研究を通して、高度な学識と豊かな人間性及び実践的な指導力を備えた専門的教育者を育成することである。

（経済学部）

- 経済学部における教育理念は、「21世紀が求める実践的エコノミストの養成」である。
- 経済学と経営学の基礎理論・知識と広い教養を身につけると同時に、その現実的応用力と基礎技術を身につけ、現実の問題の実際の解決能力をもつ人材を養成する。
- 問題解決能力を養成するために、基礎的理論とともに、制度に関する知識及び情報処理、計量的処理、コミュニケーションなどの技術を身につけさせる。

（医学部）

- 教育目標は、「“医学を学ぶ”，“科学を学ぶ”，“人間を学ぶ”」である。

- ① 医学医療の知識の習得と総合的理解（医学を学ぶ）
- ② 科学性及び医学的創造性の養成（科学を学ぶ）
- ③ 医師としての社会的責任感、倫理観及び自律性の確立（人間を学ぶ）

（歯学部）

- 大学における基本的教養と専門の基盤となる幅広い知識を修得させるとともに、歯学における専門知識を修得させ、もって責任感と社会性を身につけた歯科医師を養成することを目的とする。
- 具体的には、6年間の歯学教育を通して、人間性豊かな人格形成と人類の進歩に貢献できる意欲と才能を養うことを目指し、患者さんの安心感と信頼感を得られるような歯科医師としての基本を身につけさせることを教育方針とする。

（薬学部）

- 「ヒトの健康を目指して」の標語のもと、医薬品の創製、医療、健康・環境に関する基礎及び応用の科学を教育、研究すること、並びに「くすり」の専門家として社会的使命を遂行し得る人材の養成を以て社会に貢献する。このために薬科学科（4年制）と薬学科（6年制）の2学科において、
 - ① 医薬品の開発・生産、環境衛生の分野等において主導的な役割を果たすことのできる人材
 - ② 「くすり」の専門的知識に基づいて社会福祉や地域医療に貢献できる薬剤師を育成する。

（工学部）

- 国際的にも通用する工学技術者人材の育成を教育目的として、生涯にわたって信頼される技術者であり続けるための努力を支える広範な基本的教養及び専門の基盤となる幅広い知識、工学に関する専門的知識を修得させるための基礎的教育を行い、課題探求能力、コミュニケーション能力、技術者倫理観を身に付けさせる。

（環境科学部）

- 世界の全域で求められている「人間と環境との調和的共生」という人類共通の課題に取り組み、次の世代に向けて、自然と人間との調和を踏まえた地球環境の全体的保全と人間社会の持続的発展を可能にする社会システム、理想的環境の創造・実現に寄与することを教育・研究の基本理念とする。

(水産学部)

- 21世紀における人類の生存と福祉に貢献するため、海洋を中心とした水圏の環境や生物資源とその利用に関する体系的な教育・研究を通して、水産科学に関する次のような能力を有する人材を育成し、広く地域や国際社会に送り出すことを目標としている。

- ① 真理を追究し、新しい知識や考え方に対応できる
- ② 新しい技術や思考方法を自ら創造できる
- ③ 新しい専門的知識により社会に貢献できる

(経済学研究科)

- 経済学研究科は、高度専門職業人や研究者を養成する博士前期課程（修士課程）と、問題発見・意思決定能力を有するトップマネジメントの育成を目的とする博士後期課程により、実践的問題解決能力さらには科学的意思決定能力をもった人材を育成することを目的とする。

- ① 博士前期課程（修士課程）において養成すべき高度専門職業人とは具体的には次のような人材である。
 - ・国際的感覚を身につけ、グローバルな観点から現代の経済問題を分析できるビジネスパーソン
 - ・地域社会特有の経済問題を研究し、具体的な政策立案能力を持ってその解決に当たるプロフェッショナルな行政官
 - ・新しく展開しつつある学際分野で、現実問題に即した研究を志向する研究者、など。
- ② 博士後期課程において養成すべきトップマネジメントとは具体的には次のような人材である。
 - ・企業・団体などの組織において問題発見・意思決定能力を有する組織リーダー
 - ・企業・団体などの組織において組織リーダーの視点から科学的な意思決定の支援を行う地域専門職業人

(生産科学研究科)

- 複数の学問分野を組織的に結合した学際的・総合的分野の教育研究を推進することにより、高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人、並びに専門領域を横断した創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の人材を養成し、もって生産科学の発展に資することを目的とする。

(医歯薬学総合研究科)

- 「長崎大学大学院医歯薬学総合研究科は医学、歯学及び薬学の知を結集し、生命・医療科学分野における教育研究内容の学際化・高度化・先端化及び国際化を図ることによって、高度の専門知識・技術を基盤にした医療科学の発展に資する。」

医・歯・薬のそれぞれの研究科を再編統合し、研究教育の拠点を大学院にシフトすることによって、「知」を再構築、結集し、生命・医療領域における急速な高度化・専門化に対応する。高度の専門的知識と技術を基盤にした世界をリードする研究の展開及び基礎研究、先端医療、創薬、保健行政、国際貢献などの分野で世界をリードする高度の専門的知識と経験を有した研究者、教育者、高度専門職業人の育成を図る。

(熱帯医学研究所)

- 熱帯病の中でも最も重要な領域を占める感染症を主とした疾病と、これに随伴する健康に関する諸問題を克服することを目指し、関連機関と協力して以下の項目の達成を図る。

- ① 熱帯医学及び国際保健における先導的研究
- ② 研究成果の応用による熱帯病の防圧並びに健康増進への国際貢献
- ③ 上記に係る研究者と専門家の育成

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学では、教育研究活動に関する目的を基本規則、学則及び大学院学則で明確に定めており、中期目標においてそれらの具体的実現に向けた最重点事項を策定し、達成すべき教育研究成果を示している。

学部教育については、学術の中心として機能することを明示している。また、養成する人材像としては、幅広い視野と豊かな教養及び深い専門知識を備え、課題探求能力及び創造力に富み、地域及び国際社会の調和的発展に貢献する人材養成を目指している。これは、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる、との学校教育法第 52 条の目的と合致するものである。

大学院教育では、実践的な問題解決能力と政策立案能力を有する高度専門職業人並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創生しうる研究者を養成し、もって広く人類に貢献することが明記されている。特に修士課程・博士前期課程では広い視野に立って清深な学識を授け高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことが明示され、また博士課程・博士後期課程においては研究者として自立した研究活動や高度に専門的な業務に必要な高度の研究能力及び基礎となる豊かな学識を養うことが定められ、学校教育法第 65 条に規定された大学院一般に求められる目的と合致している。

本学の理念・目的は、大学ホームページ、学生生活案内への掲載を通して学内教職員・学生に周知されている。新任教員及び新入生には学長から直接講義される。また、大学ホームページ、大学概要及び大学案内により国内外へも広く公表されている。学則及び大学院学則に定められた教育研究目的は、学生生活案内及び大学ホームページにより、学生・教職員に周知されるとともに、大学ホームページを通じて、国内外に公表されている。

以上のように、本学は長崎に根付く伝統文化・平和への取組に基づく大学の理念や教育目的を、長崎大学基本規則で明確にし、それに基づいて学則並びに大学院学則を制定し、中期目標でより具体的な到達目標を明示し、大学の理念や教育目的と共に国内外へ積極的に公表している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

各学部の目的は長崎大学の教育研究目的と合致し、課程・学科の構成はそれぞれの学部の教育研究目的の達成に沿ったものになっている。中でも環境科学部は、環境に関する専門的な知識、技能及び技術を系統的に修得させ、人間と環境との調和に関わる問題を総合的に解決できる人材を育成することを目的として設置した、文理融合型の特色ある学部である。また、水産学部は、水産県長崎の地理的特性を活かした学部である。

全学教育（教養教育）に関しては、全教員の 96.4%が担当可能科目を登録しており、全学教育に全員が参画するとの趣旨が理解されている。また、大学教育機能開発センターにコア科目マネジメント教員団を配置することにより、全教員が全学教育に参画する体制を保ちつつ、コア科目については専任の教員がマネジメントをする体制が整えられている。教務委員会、大学教育機能開発センター全学教育研究部門、全学教育実施委員会、科目別委員会を設置して実施体制を適切に整備し、これらを有効に機能させている。

各研究科の設置目的は長崎大学大学院の教育研究目的と合致し、専攻の構成はそれぞれの研究科の教育研究目的の達成に沿ったものになっている。また、トップマネジメント候補者に対して体系的教育を提供する特徴的研究科として経済学研究科博士後期課程を、高度化・学際化する学問領域に対応できる人材育成のための特徴的研究科として、生産科学研究科及び医歯薬学総合研究科を設置するとともに、国際化に対応する特徴的専攻として医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻を設置している。近年の子どもに関わる課題・地域のニーズに対応するための地域教育支援施設として心の教育総合支援センターを設置している。地域と連携して社会的ニーズに対応し、大学の持つ知的資産を社会に還元する特徴的センターを設置していることは高く評価できる。

教授会は、当該部局の教授をもって組織するが、准教授、専任の講師及び助教を加えることができることとし、部局の特性に応じた構成ができるように配慮している。また、十分な回数の教授会が開催され、教育研究に係わる重要事項が審議されている。

教育課程や教育方法等を検討する全学的組織として、教務委員会、教育改善委員会が設置され、大学執行部、各部局、事務局、大学教育機能開発センターが協力して教育課程・教育方法の検討を行う体制が整えられている。また、実質的に教育課程・教育方法に関する検討が行われている。各部局においても、関連委員会が設置されるとともに、十分な回数の会議が開催され、内容的にも実質的な審議が行われている。

基準 3 教員及び教育支援者

教員組織編成のための基本方針を中期目標で定めるとともに、学長による教職員定員の一括管理及び柔軟かつ重点的な人員配置を行うことにより、本学における教員組織編成のための基本方針を実現している。また、大学設置基準の改正に対応する新制度が整備され、機能している。

教員（教授、准教授、講師、助教）の数は適正であり、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されている。総合的に判断して、学士課程・大学院課程ともその専任教員数は設置基準を満足しており、必要な専任教員、大学院課程における研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されている。また、主要科目を専任教員が担当するシステムが確立されている。

教員の採用及び昇任に関しては、教員選考規則及び部局ごとの資格審査基準や内規等を定め、教育及び研究上の能力を有する教員を選考している。

教員の個人評価の体制が整備され、「教育」、「学術・研究」、「組織運営」、「社会貢献」の4領域で実施されている。また、評価結果に基づき部局長が教員に対して適切な措置・指導助言を行う体制を整えている。学生による授業評価については、学期ごとに全科目を対象に実施し、評価結果を教員個人にフィードバックするとともに、部局にもフィードバックして授業の改善に役立てている。更に、授業改善例を報告書としてまとめることにより、教育改善に広く役立てている。また、評価データベースを構築し、各種評価等に活用する体制を整えるとともに、部局ごとの評価も行われている。

各学部・研究科において、各教員の研究活動は、組織ごとの教育研究目的と合致し、授業科目に関連している。

本学には345名の技術・技能系職員が勤務し、教育の特性を反映して理系部局に多く配置されている。また、教育課程の展開を直接的に支援する組織も整備し、135人の職員を配置し、十分な支援体制を整えている。TAに関しては、必要な予算を全学的に確保するとともに、その有効利用を図るために、TA配置科目を全学的に決める体制の整備や有効利用のための手引きの作成している。

本学における教員の年齢構成は、20代から60代まで分布し、女性教員も全教員数の14.3%在職しており、極端に偏った構成とはなっていない。外国任教員についても必要に応じて採用できる体制としており、全教員数の3.4%に相当する外国任教員が在職している。

教員組織の活性化のために、公募制、任期制を導入しており、任期制が付されている教員数は、全教員の過半数を超える58%に達する。また、後任補充を可能として研究休職制度も導入している。更には、全教員に対して個人評価を実施している。

基準 4 学生の受入

本学は、その理念及び教育の目的に沿って全学共通の「アドミッション・ポリシー」を定めるとともに、これに基づく学部・研究科ごと、更には選抜方法ごとにもアドミッション・ポリシーを定めて、本学が求め育てる人材像を明確にしている。これらを、大学全体及び各学部・研究科ホームページに掲載し、広く学内外に公

表し、入学者選抜要項（大綱）及び各学生募集要項に記載し、高校、高等専門学校、短期大学、大学、本学志願者等に配付し周知するとともに、進学説明会等も積極的に企画・開催している。

「A0 入試」は、全学組織の下、全8学部で実施している。また、全学部・研究科において、全学共通アドミッション・ポリシーに掲げる「世界に向けた知の情報発信拠点」及び「国際社会の調和的発展への貢献の」具現化の一環として「私費外国人留学生特別選抜」を実施している。

入学者選抜は、入学者選抜に関する諸規則の整備、入学者選抜委員会による選抜に係る実施組織・試験関係委員の選出・実施体制の整備等により公正に行なわれている。また、合格者の決定は事前に公表された選考基準に基づいて実施され、受験者への情報提供も積極的に行っている。更に、平成19年度からは、大学院入試のより円滑な実施のため大学院入試協議会を設置する。

選抜方法の検証及び改善のために、入試データ・学業成績データの整備・調査・比較分析研究を継続的にを行い、その結果を、入学者選抜委員会やA0入試実施学部別部会等において、各選抜方法への定員の配分や個別学力検査における試験実施科目の検討、A0入試における書類選考手法の改善等に役立てている。

学部入学定員は適正に守られ、大学院修士課程・博士前期課程入学者数も、おおそ適正である。博士課程・博士後期課程では実入学者数が入学定員に多少満たない状況にある。医歯薬学総合研究科における入学者数の推移には、卒後臨床研修の義務化に伴う大学院進学者の減少や医師等の大都市圏集中などが要因として挙げられる。これを改善すべく医療機関等への学生募集要項等の配付など、入学者の確保に向けて取組みを強化している。

基準5 教育内容及び方法

＜学士課程＞

教育課程は「全学教育（教養教育）」と「専門教育」によって体系的に編成されている。授業では、講義、演習、実験、実習等の形態を組み合わせ、また、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等の工夫をしている。

学習支援のため担任教員制度、オフィスアワー制度を設けている。また、自主自立学習支援のために学生希望図書、教員推薦図書、収書専門委員会選定図書、シラバス掲載図書やeラーニング環境を整備している。更に、GPA制度の実施や履修登録の上限を設定して、社会的・国際的に通用する単位の実質化を行っている。

シラバスに成績評価基準・方法を示し、単位認定を行っている。成績評価等の正確さを担保するために、成績異議申し立て期間を設定している。卒業認定は学則に従って教授会で判定し、学長が可否を決している。

＜大学院課程＞

修士課程・博士前期課程では、学位に相応しい深い専門分野の教育科目、幅広い視野を育成するための関連領域の教育科目を体系的に配置し、また、資格取得のニーズにも応えている。

博士課程・博士後期課程では、学位に相応しい自立した研究者として必要な能力や技法を身に付けるための教育科目を体系的に配置している。

授業には、研究の最新成果や学問の進展を確実に反映させている。各研究科・専攻の教育の特色を考慮して講義、演習、実験、実習等をバランス良く組み合わせ、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器を活用した授業を行っている。授業にはレポート、試験等を課し単位の実質化を図っている。

大学院学則、各研究科規程に従って、厳正に成績評価・単位認定・修了認定を実施している。

基準6 教育の成果

本学の教育研究の目的に沿った形で、全学教育での達成目的及び専門教育において養成しようとする人材等についての方針が明らかにされている。

教育成果の達成状況を検証・評価するために「計画・評価本部」を設置し、全学委員会等と連携して評価がなされている。学生委員会は、学生生活調査、卒業生・企業への「大学の教育成果評価のためのアンケート調査」を通じて、達成状況の検証・評価を行っている。各部局では、学生ごとの達成度を評価し、教授会で卒業・修了判定を行っている。また、部局評価委員会等において組織としての達成度を検証・評価している。特に、水産学部及び工学部6学科では、JABEE 審査を受け、達成度を検証・評価している。

全学教育における単位修得状況、学部における進級率、規定修業年限での卒業・修了率から分析すると、教育の効果が上がっていることを示している。医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士等の国家試験合格率も高い水準にあり、医学部、歯学部、薬学部における教育においても成果が上がっている。また、大学院生のレフェリー付き論文発表数、論文賞等の受賞状況から判断して高いレベルの学位論文が作成されている。更に、水産学部及び工学部6学科が JABEE 認定されたことから教育の成果が高い水準に達していると判断される。また、授業評価の結果からも、教育の成果や効果は上がっている。

就職を希望する学部卒業生のほとんどが就職するとともに、薬学部、工学部、水産学部の理系学部卒業生の半数以上が大学院に進学している。就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断しても、教育の成果や効果が上がっている。

企業、卒業生からの評価は教育の成果について概ね高い評価を得ている。特に、専門教育の成果について卒業生が高く評価していることは、各部局の掲げた教育目的が達成されたことを表しており、卒業生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断しても教育の成果や効果が上がっている。

基準7 学生支援等

全学教育、学部専門教育の授業ガイダンスは「学生顧客主義」の理念に基づき、全ての学部、研究科で有効に機能している。全学部・研究科における教員のオフィスアワー（週1～2時間程度）、学年担任あるいは少人数担任、アドバイザーの設置、また、学生の「ピア・サポート」により、学習相談、進路相談、生活相談等が有効に機能している。

学習支援や生活支援に関する学生のニーズは、定期的実施する全学部全学生を対象とする「学生生活調査」によって把握される。緊急かつ特段の取組や整備が必要な事項を「重点支援項目」とし各部局へ通知し、迅速な学生支援の実現をはかっている。更に、学生の要望を把握するため、学長と学生が直接話す機会や、各部局で実施されている教員と学生との懇談会等を通して、学生のニーズを多方面から直接把握するよう努めている。

留学生の支援については、留学生センターのスタッフと学生チューターが主となって、住居支援、奨学金、日本語教育等に対応している。

大学院の社会人学生については、夜間・土曜・日曜の授業及び研究指導を行い、附属図書館開館時間及び開館日数を拡大し、携帯電話での蔵書検索、図書貸出・予約状況の確認サービスを提供している。

各部局の講義室や、情報機器を備えた「学生プラザ」等が学生の自主学習環境の場として活用されている。

課外活動支援は、学生支援センターと学生委員会が中心となり、自主的な課外活動支援を行っている。また、学長の裁量により学生の生活環境の改善を最優先し、サークルセンター棟新営、総合体育館・運動施設（防球ネット・テニスコート）の改修整備を行い、また学園祭やサークル備品等の財政援助、競技会、展覧会、公演会等での顕著な業績に対し学長表彰を行った。更に、学生のキャンパスライフ活性化のための「夢募集」の企画を実施している。

学生の相談体制は、学生支援センターの「学生何でも相談室」及び保健管理センターの「学生相談室」が中心となって体制を整備している。

就職支援は、ガイダンス、合同企業説明会、就職相談及び模擬面接を実施し、また、各学部においては就職支援室等を設け対応している。

障害のある学生等のキャンパスライフをより快適にするため、キャンパスのバリアフリー化を実施している。

学生の経済面支援は、日本学生支援機構、民間奨学団体、地方公共団体等よりの奨学金制度、大学院奨学金返還免除制度、授業料免除制度があり、本学選考基準に基づき、適切に実施されている。

基準 8 施設・設備

本学の校地面積及び校舎面積はいずれも大学設置基準上の必要な面積を確保している。

中期計画に施設の整備・活用等に関する目標を掲げ、施設の有効活用に関する諸規程の整備を行うとともに、教育研究環境の整備を計画的に推進している。整備計画の推進にあたっては、一層のバリアフリー化も推進するとともに、学生の学習環境及び生活環境の改善を最優先して計画的に施設整備を実施している。また、教育研究共用スペースを確保し、オープンラボとして利用するなど、施設の有効活用に向けた取組を行っているところであるが、老朽施設については更なる改修整備が必要である。

附属図書館、情報メディア基盤センター、課外活動施設、厚生施設、国際交流施設等を設置し、十分な図書、学生用パソコン、語学学習機器、運動設備を整備している。また、それらの設備も有効に利用されている。

全学的に高速ネットワークが整備され利用できる環境が整えられている。ネットワークを使用できる ID の登録数、情報メディア基盤センター及び学部、研究科及び他センター等のパソコン設置状況から、これらの設置が有効に活用されていると判断される。セキュリティ管理に関しても、「情報セキュリティポリシー」が制定されており、管理体制が整備されている。

これらの施設等の管理に関しては、財務委員会、施設マネジメント専門部会において施設・設備の運用に関する方針は明確に規定され、冊子及びホームページにおいて周知されている。また、各施設の利用規程が整備されており、ホームページ、学生案内等により構成員に周知されている。更に、各施設等は、それぞれのホームページにおいて利用法の案内をしている。

附属図書館は、中央図書館、医学分館、経済学部分館から構成され、総合大学に相応しい図書、学術雑誌、視聴覚資料、電子ジャーナルでサービスを提供している。データベースも学術文献情報を中心に、新聞記事、百科事典等の検索が可能である。閲覧席数も総合大学の図書館に相応しいものである。最近 5 年間の図書館利用者数、電子ジャーナル利用件数、データベースの利用件数は年々増加してきており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されている。また、附属図書館は、幕末明治期の古写真や近代医学史料等、地域の特色を生かした貴重資料コレクションを所蔵している。とりわけ、平成 10 年に公開した古写真のデータベースは、累積アクセス数が 100 万件を突破した。国内のみならず海外からのアクセスが非常に多く、国内においては学校教育や郷土史研究に、海外においても広く活用されている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本学では教務事務システム、部評価基礎データベースシステムを運用し、各教員の教育活動を示すデータや資料を収集、蓄積している。さらに、「学生による授業評価」を実施して、学生の意見を蓄積している。教員個人ごとの教育状況については、「教員の個人評価」における教育領域に、活動状況のデータ及び資料を適切に蓄積しており、5 年毎に公表している。

「学生による授業評価」は、共通項目に加えて部局別または科目別、さらに教員個別の追加評価項目を加えて、毎学期、全授業科目を対象として実施している。授業評価結果は各学部及び授業担当教員にフィードバックされ、自己点検・評価が行われるとともに、FD 活動を通じて継続的な授業改善が図られている。「全学教育目標達成感のアンケート」も行われている。また、全学生を対象に定期的に行われている「学生生活調査」によっても学生の意見の聴取が行われ、改善計画に結びつけられている。さらに、「学長と学生との懇談会」、「学長への電子メール」、学長及び各部局設置の意見箱や、全学教育カリキュラム検討ワーキングでの教務委員と学

生の懇談会などでも、学生の意見聴取を行っている。

学外者関係者からの意見としては、全学的に、学部卒業後5-10年経過者を対象にし、大学教育の成果及び大学教育に対する提案について卒業生にアンケートを行い、本学の方法についての自己点検を行っている。また、カリキュラム改善のための企業アンケートも行い、教育カリキュラムの改善への自己点検を行っている。また各学部・学科でも、学部評価の実施や、それぞれの特質に応じて学外関係者の意見を聴取し、自己点検を行っている。

以上のような評価を受けて、個々の教員も、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行い、それぞれの教育の質の向上を図っている。その一部は、教育改善報告書（授業評価活動報告）にまとめられており、各教員が他の教員が実践した授業改善内容を把握し、自己の授業改善のヒントとして利用できる体制としている。

学生や教職員のニーズを的確に反映させたFDが企画・実施されている。学生のニーズは、「学生による授業評価」の評価結果および学生生活調査結果から把握される。教職員からのニーズは、各部局からの委員で構成される教育改善委員会を通じて把握されるとともに、アンケート調査を利用して把握されている。このようにして把握したニーズを踏まえ、教員の教育内容・方法の改善を支援することを目的とした全学FDは、平成12年度から平成18年度にかけて、合計30回実施され、延べ2,555名が参加した。平成15年度に採択された特色ある大学教育支援プログラム「特色ある初年次教育の実践と改善－教育マネジメントサイクルの構築－」では、「学生による授業評価」を起点に教育改善を行うシステムを実践している。FD実施状況は、教育改善報告書（授業評価活動報告）にまとめられ、部局ごとの教育改善事例は、教育改善報告書（FD活動報告）に具体的にまとめられており、FDを教育の質向上や授業改善に結びつけるための様々な取り組みを行っている。

全学的にTAに関する指針を定め、TAの資格要件としての適正能力を確認して採用するように決めている。また、TAの目的や活動内容を説明する研修やセミナーの実施、ティーチングアシスタントマニュアルの作成など、研究科による組織的な取組も行われている。技術職員については、所属する部局等において、それぞれの職務に関する高度の専門的知識及び技術の修得と、資質の向上を目的に研修を実施している。

基準 10 財務

本学の資産は、国立大学法人化前の土地及び建物等が全て国からそのまま現物出資を受けており、大学の目的に沿った教育研究活動が安定して遂行できる。一方、債務の償還についても、償還計画を立て、確実に償還を行ってきた。

財源の約4割を占める自己収入のうち、学生納付金収入については、入学者及び受験者の確保に努め、附属病院収入についても、平均在院日数を短縮し新入院患者を増やすこと等により収入増を図っている。外部資金については、経済情勢等が厳しい中で、毎年受入額が増加しており、安定した受入を確保している。

中期計画に係る6年間の予算、収支計画、資金計画は、財務委員会等において審議等の後、経営協議会の議を経て役員会で決定し、文部科学大臣に申請し、認可を受けている。各年度における年度計画の予算、収支計画、資金計画についても、同様な審議後役員会で決定し、文部科学大臣に届け出ている。それらについては、本学のホームページでも公開しており、関係者に明示している。

平成16事業年度、平成17事業年度及び平成18事業年度の収支の状況は、当期総利益を計上しており、また、短期借入は行っておらず、支出超過とはなっておらず健全な経営を行っている。

学内予算配分に当たっては、「学内予算配分基本方針」を踏まえ、部局長を構成員とする財務委員会の審議を経て、予算配分を行っており、教育研究活動の活性化を図るために必要な経費、大学高度化推進経費（重点高度化経費・学生学習環境支援経費）の増額確保、施設の老朽化対策のための計画的な予算の措置や教育用設備の計画整備等重点事項について特別な経費を確保するなど、適切な資源配分を行っている。

財務諸表等は、文部科学大臣の承認を受けた後に、官報に公告するとともに本学ホームページに掲載するほ

か、書面を事務局に備え、一般の閲覧に供するなど、関係者に明示している。

財務に対する監査は、監事監査、会計監査人監査が行われ、適正である旨の監査報告書を受けている。

また、内部監査規程に基づき、内部監査を実施しており、会計監査等を適正に行っている。

なお、中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減による教育研究への影響を最小限とするためにも、業務の見直しと合理化及び効率化を更に推進する必要がある。

基準 11 管理運営

役員会、教育研究評議会、経営協議会の機能的な役割分担を確立し、効果的な意思決定が行われている。各理事は、分掌された担当領域の業務を統括し、関連全学委員会を主宰する。副学長、学長特別補佐及び6名の学長補佐は、学長及び理事の業務を補完している。

学長のリーダーシップの下で全学的経営戦略を機動的・効率的に企画・立案するため、戦略企画会議を設置している。また、学内コンセンサスの確保と情報公開を徹底するための組織として連絡調整会議や全学委員会を設置している。

事務組織については、事務局組織を6部とし、教育課程の展開を直接支援する組織として、事務局に学生支援部を、各部局に学務係を置いて職員を配置し、支援体制を整え、また、学生支援センターを新たに設置した。

学生のニーズを把握するために実施した学生生活調査結果や学長と学生との懇談会等での意見・要望をもとに、重点支援方策を設定することで管理運営に反映させている。

監事は、法令等に基づき、監査計画書等により、業務監査を適切に実施するとともに、会計監査については、会計監査人の報告を受け、財務諸表、決算報告書の監査を行い、学長に監査結果を報告している。

管理運営に関する基本方針は、文書として中期目標に明確に定められている。この方針に基づき、役員の選考、採用に関する規定と方針、責務と権限等の管理運営の根本を、国立大学法人長崎大学基本規則等に定めた。

平成17年度より、学長を本部長とする計画・評価本部を設置し、その下に、各理事を専門部長とする9つの専門部と自己点検・評価作業を支援する計画・評価室を設置した。この体制において、年度計画の立案、自己点検・評価作業を円滑に実施され、計画の策定→業務の実施→業務結果の評価→外部評価や自己点検・評価に基づく改善策の策定、の流れを確立し得た。

これまでに実施した自己点検・評価の結果、外部者による検証結果等は、大学ホームページの計画・評価本部のページに、電子版（PDF）として公表している。また、計画・評価業務に対応するため、「評価基礎データベースシステム」を平成18年度から稼働させ、データの集積を行っている。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200803/daigaku/jiko_nagasaki_d200803.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基 準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-1-1-1	大学の理念と教育目標
	1-1-3-1	長崎大学中期目標
	1-2-1-1	学長講義資料(抜粋)
	1-2-1-2	平成19年度オリエンテーション日程
	1-2-1-3	学生生活案内2007(教育研究目的)
	1-2-1-4	学則及び大学院学則に定められた教育研究の目的
	1-2-2-1	長崎大学概要2007年度(理念・教育研究目的)
	1-2-2-2	長崎大学案内2007(理念・教育目標)
基準2	2-1-1-1	組織ごとの教育目的, 育成する人材等
	2-1-2-1	平成18年度全学教育実施体制
	2-1-2-2	長崎大学大学教育機能開発センター規則
	2-1-2-3	平成18年度科目別委員会委員長一覧
	2-1-2-4	平成18年度教務委員会の議題・報告事項
	2-1-2-5	平成18年度全学教育実施委員会の議題・報告事項
	2-1-2-6	平成18年度科目別委員会の議題・報告事項
	2-1-3-1	研究科及び専攻の教育研究目的(研究科規程より抜粋)
	2-1-3-2	熱帯医学修士課程ホームページ(Course overview)
	2-1-5-1	長崎大学情報メディア基盤センター
	2-1-5-2	長崎大学大学教育機能開発センター
	2-1-5-3	長崎大学アドミッションセンター
	2-1-5-4	長崎大学留学生センター
	2-1-5-5	長崎大学生涯学習教育研究センター
	2-1-5-6	長崎大学共同研究交流センター
	2-1-5-7	長崎大学先端生命科学研究支援センター
	2-1-5-8	長崎大学環東シナ海海洋環境資源研究センター
	2-1-5-9	長崎大学保健管理センター
	2-1-5-10	長崎大学心の教育総合支援センター
	2-1-5-11	九州地区国立大学島原共同研修センター
	2-1-5-12	各センターの設置目的
	2-2-1-1	各部局の教授会規程
	2-2-1-2	教育学部, 工学部, 水産学部, 生産科学研究科の代議委員会規程
	2-2-1-3	平成18年度経済学部及び医歯薬学総合研究科教授会次第
	2-2-1-4	長崎大学学内共同教育研究施設等計画委員会規程
	2-2-2-1	長崎大学教務委員会規則
	2-2-2-2	長崎大学教育改善委員会規則
	2-2-2-3	平成18年度教育改善委員会議題・報告事項

	2-2-2-4	平成 18 年度の部局における教育課程や教育方法等を検討する委員会，構成員一覧
	2-2-2-5	平成 18 年度の部局における教育課程や教育方法等を検討する委員会の議題・報告事項
基準 3	3-1-1-1	中期目標（業務運営の改善及び効率化に関する目標，運営体制の改善に関する目標）
	3-1-1-2	大学教員の採用協議について
	3-1-1-3	定員，予算及び施設管理について（平成 16 年 1 月学長メッセージ）
	3-1-1-4	長崎大学基本規則及び長崎大学教員選考規則の一部改正について
	3-1-1-5	長崎大学に置く講座，学科目等に関する規則の一部改正について
	3-1-1-6	助教の全学委員会等への参画について
	3-1-1-7	新教員組織への移行に関する基本方針
	3-1-2-1	学科・課程ごとの専任教員数
	3-1-2-2	専攻ごとの研究指導教員及び研究指導補助教員数
	3-1-2-3	助教の学士課程，大学院課程の授業科目（抜粋）
	3-1-2-4	非常勤講師採用に関する基本方針
	3-1-2-5	非常勤講師採用に関する教務委員会議事要旨（抜粋）
	3-1-6-1	教員年齢構成
	3-1-6-2	長崎大学職員就業規則（育児休暇）
	3-1-6-3	保育所関連資料
	3-1-6-4	長崎大学国際教育教員就業規則
	3-1-6-5	長崎大学における教員の任期に関する規則 別表第 1
	3-1-6-6	研究休職制度の運用方針について
	3-2-1-1	長崎大学学部・研究科教員選考規程等
	3-2-1-2	生産科学研究科（博士後期課程）担当教員に関する申合せ
	3-2-1-3	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科における授業等担当教員の資格審査に関する申し合わせ
	3-2-2-1	長崎大学における教員の個人評価指針
	3-2-2-2	長崎大学における教員の個人評価実施基準(平成 12 年制定)
	3-2-2-3	長崎大学における組織等評価，教員の個人評価等に関する実施規則(平成 13 年制定)
	3-2-2-4	授業実施報告書（抜粋）
	3-2-2-5	学生の授業評価の実施に関する申合せ
	3-2-2-6	授業評価結果の統計データ
	3-2-2-7	平成 18 年度長崎大学教育改善報告書（授業評価活動報告）
	3-2-2-8	教員の教育活動についての自己・外部評価一覧
	3-2-2-9	分野別評価結果
	3-2-2-10	JABEE 審査認定証(水産学部，工学部)
	3-3-1-1	教育内容等と関連する教員の研究活動（各学部，研究科における代表的な事例）
	3-4-1-1	職員数一覧
	3-4-1-2	学務系職員事務組織図
	3-4-1-3	長崎大学ティーチング・アシスタント取扱規程
	3-4-1-4	ティーチング・アシスタントの採用に関する基本方針
	3-4-1-5	平成 18 年度 TA 配置科目

	3-4-1-6	平成 17, 18 年度 TA 採用経費
	3-4-1-7	平成 18 年度長崎大学教育改善報告書 (FD 報告)
基準 4	4-1-1-1	アドミッション・ポリシー (全学共通及び各学部, 教育学研究科, 経済学研究科, 生産科学研究科, 医歯薬学総合研究科)
	4-1-1-2	平成 19 年度入学者選抜要項 (大綱) 及び各学生募集要項抜粋
	4-1-1-3	平成 19 年度入学者選抜要項 (大綱) 及び各学生募集要項送付先一覧
	4-1-1-4	長崎大学の入学試験～その現状と分析
	4-1-1-5	平成 18 年度オープンキャンパス日程表
	4-1-1-6	平成 17 年度広報活動状況 (高校訪問等)
	4-1-1-7	九州地区国立大学合同進学説明会 2006
	4-2-1-1	平成 19 年度入学者選抜要項 (大綱)
	4-2-1-2	平成 19 年度学生募集要項 (一般選抜)
	4-2-1-3	平成 19 年度学生募集要項アドミッションオフィス入試 (AO 入試)
	4-2-1-4	平成 19 年度学生募集要項 (推薦入学)
	4-2-1-5	平成 19 年度帰国子女特別選抜学生募集要項
	4-2-1-6	平成 19 年度学生募集要項 (社会人特別選抜)
	4-2-1-7	平成 19 年度学生募集要項 (私費外国人留学生)
	4-2-1-8	平成 19 年度編入学学生募集要項抜粋
	4-2-1-9	平成 19 年度大学院博士前期課程及び修士課程学生募集要項抜粋
	4-2-1-10	平成 19 年度大学院博士後期課程及び博士課程学生募集要項抜粋
	4-2-1-11	平成 19 年度入学者選抜要項 (大綱) 掲載合否判定基準抜粋
	4-2-1-12	平成 18 年度 A0 入試実施専門部会, A0 入試実施学部別部会名簿
	4-2-2-1	平成 19 年度入学者選抜に関する諸統計 (抜粋)
	4-2-2-2	平成 18 年度編入学入学試験状況
	4-2-3-1	長崎大学入学者選抜規則
	4-2-3-2	長崎大学入学者選抜実施規程
	4-2-3-3	平成 19 年度大学入試センター試験実施要項
	4-2-3-4	平成 19 年度個別学力検査実施要項・実施計画書抜粋
	4-2-3-5	平成 19 年度 A0 入試実施要領
	4-2-3-6	長崎大学学力・実技等検査科目別委員会規程
	4-2-3-7	平成 19 年度個別学力検査実施要項・実施計画書抜粋 (各学部)
	4-2-3-8	平成 19 年度個別学力検査実施に伴う文教地区試験場警備整理実施要項
	4-2-3-9	個別学力検査学内説明会進行要領
	4-2-3-10	平成 19 年度一般選抜 (個別学力検査等) 等の採点・評価基準
	4-2-3-11	平成 18 年度情報提供件数
	4-2-3-12	平成 19 年度入学試験実施計画書抜粋 (各研究科)
	4-2-4-1	アドミッションセンター年報第 3 号抜粋
	4-2-4-2	平成 18 年度アドミッションセンター兼務教員研修会配付資料
	4-2-4-3	平成 18 年度第 3 回入学者選抜委員会議事要旨抜粋

	4-2-4-4	平成 17, 18, 19 年度入試の主な変更点
	4-3-1-1	平成 14～18 年度入学状況（学士課程）
	4-3-1-2	平成 14～18 年度入学状況（博士前期課程及び修士課程）
	4-3-1-3	平成 14～18 年度入学状況（博士後期課程及び博士課程）
基準 5	5-1-1-1	全学教育・専門教育の学部別・年次別・曜日別配置
	5-1-1-2	学部・学科・課程・コースの教育目標
	5-1-1-3	学部・学科・課程・コースの教育課程の体系一覧
	5-1-1-4	学部・学科・課程・コースの専門教育科目の概要
	5-1-1-5	学部・学科・課程・コースの必修科目の年次配当一覧
	5-1-1-6	教育課程の編成状況
	5-1-1-7	学部・学科・課程・コースの必修・選択の配当割合一覧
	5-1-2-1	全学教育科目の授業内容
	5-1-2-2	全学教育・学部（専門教育）のシラバス
	5-1-2-3	専門教育科目の授業内容
	5-1-3-1	平成 17 年度学部・学科・課程・コースの研究の成果を反映した授業例
	5-1-3-2	平成 18 年度学部・学科・課程・コースの研究の成果を反映した授業例
	5-1-4-1	編入学生の単位認定状況一覧
	5-1-4-2	他大学との単位互換状況一覧
	5-1-4-3	平成 17 年度他大学との単位互換集計
	5-1-4-4	放送大学との単位互換に伴う全学教育の取扱い
	5-1-4-5	放送大学との単位互換の状況
	5-1-4-6	県下大学・短大間の単位互換に伴う全学教育の取扱い（NICE キャンパス長崎）
	5-1-4-7	NICE キャンパス長崎の単位互換状況
	5-1-4-8	他学部の科目の履修状況一覧
	5-1-4-9	インターンシップの実施状況一覧
	5-1-4-10	平成 17 年度, 18 年度インターンシップ実施状況集計
	5-1-4-11	平成 17 年度, 18 年度インターンシップ派遣企業集計
	5-1-4-12	海外短期語学留学プログラム
	5-1-4-13	リメディアル教育の実施状況一覧
	5-1-4-14	リメディアル教育の実施状況
	5-1-4-15	GP 教育プログラムの概要
	5-1-5-1	授業時間外の学習指導状況
	5-1-5-2	履修登録の上限設定状況
	5-1-5-3	GPA 制度と運用状況
	5-1-5-4	共用試験の概要
	5-1-6-1	平成 18 年度夜間主コースの授業時間割
	5-2-1-1	学部・学科・課程・コースの授業形態一覧
	5-2-1-2	少人数授業, 対話・討論型授業, フィールド型授業, 情報機器の活用, TA の活用状況
	5-2-1-3	平成 17 年度教育課程展開のための学習指導法の工夫の状況

	5-2-1-4	平成 18 年度教育課程展開のための学習指導法の工夫の状況
	5-2-2-1	ウェブシラバス（全学教育，教育学部，経済学部（昼間），経済学部（夜間主），医学部医学科，歯学部，薬学部，工学部機械システム工学科，工学部電気電子工学科，工学部情報システム工学科，工学部構造工学科，工学部社会開発工学科，工学部材料工学科，工学部応用化学科，環境科学部，水産学部）
	5-2-2-2	授業評価集計結果
	5-2-3-1	教養セミナーガイドライン 2007
	5-2-3-2	ラーニング・ティップス（学びの秘訣集）の概要
	5-2-3-3	学習支援状況
	5-2-3-4	情報教育センター等整備状況
	5-2-3-5	情報教育センター等使用状況
	5-2-3-6	図書館資料収集方針
	5-3-3-1	成績異議申立に関する教務委員会申合せ及び各部局の対応
	5-4-1-1	研究科・専攻の教育課程の体系
	5-4-1-2	研究科・専攻の授業科目分類一覧
	5-4-1-3	研究科・専攻の高度専門職業人資格一覧
	5-4-1-4	研究科・専攻の複合的な教育課程一覧
	5-4-2-1	研究科・専攻の授業科目の内容
	5-4-2-2	各研究科のシラバス
	5-4-3-1	研究の成果を反映した授業例
	5-4-4-1	研究科における単位の実質化状況
	5-4-5-1	教育方法の特例の適用状況
	5-5-1-1	研究科・専攻の授業形態とバランス
	5-5-1-2	平成 17 年度教育課程展開のための学習指導法の工夫
	5-5-1-3	平成 18 年度教育課程展開のための学習指導法の工夫
	5-5-1-4	特色ある教育・研究
	5-5-2-1	ウェブシラバス（経済学研究科，医歯薬学総合研究科，生産科学研究科）
	5-6-1-1	研究指導計画書の様式
	5-6-2-1	副指導教員
	5-6-2-2	平成 17 年度大学院生研究発表集計
	5-6-2-3	平成 17 年度大学院生の論文発表数
	5-6-2-4	RA 活用状況
	5-7-1-1	学生便覧（研究科）
	5-7-3-1	論文要旨及び審査要旨
基準 6	6-1-1-1	平成 19 年度全学教育学生便覧（抜粋）
	6-1-1-2	全学教育における達成目標
	6-1-1-3	長崎大学計画・評価本部規則
	6-1-1-4	第 10 回学生生活調査
	6-1-1-5	平成 18 年度実施卒業生に対するアンケート調査質問項目（抜粋）

	6-1-1-6	平成 18 年度実施企業に対するアンケート調査質問項目（抜粋）
	6-1-1-7	学生の達成度評価方法一覧
	6-1-2-1	平成 18 年度前期全学教育単位修得状況
	6-1-2-2	平成 19 年度医学部における進級率
	6-1-2-3	平成 17～18 年度の規定年限以下での卒業者の割合
	6-1-2-4	平成 17～18 年度の規定年限以下での学位取得率（修了者率）
	6-1-2-5	長崎大学長期履修規程
	6-1-2-6	平成 18 年度論文（レフェリー付）発表件数
	6-1-2-7	平成 18 年度医師，歯科医師，薬剤師，看護師等国家試験合格率
	6-1-3-1	平成 18 年度「全学教育目標達成感のアンケート集計・評価報告書」
	6-1-4-1	平成 18 年度就職率，大学院進学率（学部・大学院別）
	6-1-4-2	平成 18 年度就職業種統計
	6-1-5-1	卒業生・就職先アンケートによる長崎大学の教育成果の点検・評価書
基準 7	7-1-1-1	平成 19 年度新入生オリエンテーション配布物一覧
	7-1-1-2	教育学部新入生オリエンテーションアンケート調査
	7-1-2-1	平成 18 年度クラス担任等集計簿
	7-1-2-2	平成 18 年度学生相談件数について
	7-1-3-1	長崎大学学生委員会規則
	7-1-3-2	平成 18 年度第 10 回学生生活調査報告書
	7-1-3-3	平成 18 年度学長との懇談会
	7-1-5-1	留学生国別・地域別・学種別・男女別等統計表
	7-1-5-2	留学生センター案内
	7-1-5-3	チューターの配置状況（平成 18 年度）
	7-1-5-4	携帯電話からの蔵書検索案内
	7-2-1-1	各学部，情報メディア基盤センターの自主的学習環境整備状況
	7-2-1-2	最近 5 年間の附属図書館利用状況
	7-2-2-1	サークル数・サークル活動状況及び自治会の活動状況
	7-2-2-2	学生団体一覧
	7-2-2-3	サークルリーダー研修会
	7-2-2-4	学生企画の活動状況
	7-2-2-5	長崎大学後援会の援助
	7-2-2-6	学長表彰実施状況
	7-3-1-1	ばってんライフ
	7-3-1-2	「学生何でも相談室」案内
	7-3-1-3	長崎大学におけるハラスメントの防止等に関する規則
	7-3-1-4	「ハラスメント相談員・カウンセラー名簿」
	7-3-1-5	ハラスメント防止取組状況
	7-3-1-6	長崎大学就職委員会規則
	7-3-1-7	平成 18 年度学内合同企業説明会パンフレット

	7-3-1-8	平成 18 年度就職関係支援事項
	7-3-1-9	平成 18 年度企業リクレーター用大学案内「長崎大学は、今」
	7-3-1-10	平成 18 年度就職のしおり
	7-3-1-11	就職活動の手引
	7-3-2-1	第 9 回学生生活調査からの課題
	7-3-2-2	夢募集受賞状況
	7-3-3-1	留学生に対する特別支援の内容（平成 18 年度）
	7-3-3-2	私費留学生奨学金
	7-3-3-3	社会人、障害を持つ学生等への特別支援の内容
	7-3-3-4	再チャレンジ支援プログラム一覧
	7-3-4-1	奨学金採用集計
	7-3-4-2	奨学金返還免除者集計及び長崎大学大学院奨学金返還免除候補者選考要領
	7-3-4-3	長崎大学入学科、授業料及び寄宿料免除者等選考取扱要領
	7-3-4-4	授業料免除者集計
	7-3-4-5	入学科の免除及び徴収猶予者集計
基準 8	8-1-1-1	大学設置基準に基づく面積等について
	8-1-1-2	バリアフリー施設の整備状況
	8-1-1-3	附属病院再開発計画
	8-1-1-4	体育施設一覧
	8-1-1-5	文教キャンパス体育施設利用状況例
	8-1-1-6	ALC NetAcademy
	8-1-2-1	高速キャンパス情報ネットワーク概念図
	8-1-2-2	情報メディア基盤センター全体システム構成図
	8-1-2-3	長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム管理規則
	8-1-2-4	長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム運用規程
	8-1-2-5	長崎大学ホームページ管理運用規程
	8-1-2-6	長崎大学情報セキュリティポリシー
	8-1-3-1	長崎大学における施設等の有効活用に関する規則
	8-1-3-2	長崎大学教育研究共用スペースの使用等に関する規程
	8-1-3-3	施設マネジメントセミナー資料
	8-1-3-4	施設部ホームページ
	8-1-3-5	オープンラボ使用状況
	8-1-3-6	ホームページを利用した利用案内の例（長崎大学附属図書館サービス案内、長崎大学情報メディア基盤センター サービス・相談等案内）
	8-2-1-2	幕末・明治期日本古写真データベース
	8-2-1-3	学生懇談会に関する図書館報記事
基準 9	9-1-1-1	評価基礎データベースの整備と運用に係る基本方針
	9-1-1-2	「教員等基礎データ」入力項目一覧
	9-1-1-3	平成 19 年度前期「学生による授業評価」実施要項

	9-1-1-4	長崎大学における教員の個人評価に関する規則（平成 17 年制定）
	9-1-1-5	長崎大学における教員の個人評価に関する実施基準（平成 16 年制定）
	9-1-2-1	平成 18 年度学生による授業評価評価カテゴリー別共通項目一覧
	9-1-2-2	学生による授業評価
	9-1-2-3	平成 18 年度全学教育 FD ワークショップ（教養セミナー）実施報告
	9-1-2-4	教育改善に係る教務委員会議事要旨
	9-1-2-5	全学教育カリキュラム検討ワーキング資料（学生との懇談会）
	9-1-3-1	各部局における学外者からの意見聴取方法
	9-1-3-2	「習熟に向けて」長崎大学教育学部第 2 回運営評価委員会資料
	9-1-3-3	第 1 回長崎大学工学部運営協力者会議議事要旨
	9-1-3-4	平成 17 年度自己評価・外部評価報告書（長崎大学歯学部）
	9-1-4-1	オンライン授業評価システム
	9-1-4-2	教育改善報告書（教育改善システム報告）
	9-1-5-1	リメディアル教育のための微分積分演習ノート
	9-2-1-1	長崎大学における教育改善のための全学ファカルティ・ディベロップメントに関する指針
	9-2-1-2	平成 14 年度第 6 回教育改善実施委員会 資料 6-1 第 8 回ファカルティ・ディベロップメントに関するアンケートのお願い
	9-2-1-3	平成 14 年度第 6 回教育改善実施委員会 資料 6-2 第 8 回ファカルティ・ディベロップメント授業評価の結果を活用した教材開発
	9-2-1-4	部局からの講師派遣依頼書
	9-2-1-5	平成 17 年度学生相談件数について
	9-2-2-1	第 20 回長崎大学ファカルティ・ディベロップメント及び第 2 回、第 3 回初年次教育実践研究会開催要項
	9-2-3-1	TA ガイダンス 資料（医歯薬学総合研究科）
	9-2-3-2	平成 18 年度ティーチングアシスタントマニュアル（生産科学研究科）
	9-2-3-3	情報処理科目 TA に関する資料
	9-2-3-4	坂本技術区技術職員研修
基準 10	10-1-1-1	平成 16 事業年度財務諸表「平成 16 年度財務諸表」
	10-1-1-2	平成 17 事業年度財務諸表「平成 17 年度財務諸表」
	10-1-1-3	平成 18 事業年度財務諸表「平成 18 年度財務諸表」
	10-1-1-4	平成 19 事業年度長期借入金償還計画
	10-2-1-1	長崎大学中期計画 「中期目標・中期計画一覧表」
	10-2-1-2	平成 16 年度 年度計画
	10-2-1-3	平成 17 年度 年度計画
	10-2-1-4	平成 18 年度 年度計画
	10-2-1-5	平成 19 年度 年度計画
	10-2-3-1	平成 16 年度 年度計画予算配分基本方針
	10-2-3-2	平成 17 年度 長崎大学の学内予算配分の基本方針
	10-2-3-3	平成 17 年度の予算配分について

	10-2-3-4	平成 18 年度 長崎大学の学内予算配分の基本方針
	10-2-3-5	平成 18 年度 予算配分骨子
	10-2-3-6	平成 18 年度 学内予算配分の概要
	10-2-3-7	平成 18 年度 教育用設備の整備・更新計画
	10-3-2-1	長崎大学監事監査規則
	10-3-2-2	平成 16 事業年度 監事監査報告書
	10-3-2-3	平成 16 事業年度 独立監査法人の監査報告書
	10-3-2-4	長崎大学内部監査規程
	10-3-2-5	平成 16 年度内部監査の実施状況報告書
	10-3-2-6	平成 17 事業年度 監事監査報告書
	10-3-2-7	平成 17 事業年度 独立監査法人の監査報告書
	10-3-2-8	平成 17 年度内部監査の実施状況報告書
	10-3-2-9	平成 18 事業年度 監事監査報告書
	10-3-2-10	平成 18 事業年度 独立監査法人の監査報告書
	10-3-2-11	平成 18 年度内部監査の実施状況報告書
基準 11	11-1-1-1	国立大学法人長崎大学の運営組織図
	11-1-1-2	国立大学法人長崎大学基本規則
	11-1-1-3	学長・理事・監事・副学長・学長特別補佐・学長補佐名簿
	11-1-1-4	理事の担当業務及び全学委員会等における理事・副学長等の担当一覧
	11-1-1-5	教育研究評議会名簿
	11-1-1-6	経営協議会名簿
	11-1-1-7	連絡調整会議名簿
	11-1-2-1	長崎大学役員会規則
	11-1-2-2	長崎大学教育研究評議会規則
	11-1-2-3	長崎大学経営協議会規則
	11-1-2-4	平成 18 年度役員会次第
	11-1-2-5	平成 18 年度教育研究評議会議事要録
	11-1-2-6	平成 18 年度経営協議会次第
	11-1-2-7	平成 18 年度戦略企画会議議事次第
	11-1-2-8	長崎大学連絡調整会議規則
	11-1-3-1	第 9 回学生生活調査報告書
	11-1-3-2	広報誌「CHOHO」vol. 11, p. 6-7 「学長と学生の懇談会」
	11-1-5-1	平成 18 年度研修実施等実施実績
	11-2-1-1	長崎大学規則集
	11-2-2-1	長崎大学ホームページ
	11-2-2-2	計画・評価本部サイト
	11-2-2-3	長崎大学評価基礎データベースシステム管理規程
	11-3-1-1	自己点検・評価の歴史（大学ホームページ：計画・評価本部）
	11-3-1-3	長崎大学における点検及び評価に関する規則

11-3-1-4	計画・評価体制（大学ホームページ：計画・評価本部）
11-3-1-5	平成 16 年度業務実績報告書
11-3-1-6	平成 17 年度業務実績報告書
11-3-1-7	自己点検・評価および外部評価に関する公表資料一覧(平成 12 年度以降)
11-3-2-1	評価結果（大学ホームページ：計画・評価本部）
11-3-3-1	大学評価・学位授与機構が実施した大学評価結果報告書（大学ホームページ：計画・評価本部）
11-3-3-2	国立大学法人・大学共同利用機関法人の平成 16 年度に係る業務の実績に関する評価について （大学ホームページ：計画・評価本部）
11-3-3-3	国立大学法人・大学共同利用機関法人の平成 17 年度に係る業務の実績に関する評価について （大学ホームページ：計画・評価本部）
11-3-4-1	（財）大学基準協会による相互評価に対する「改善報告」及び「改善報告書」の検討結果
11-3-4-2	国立大学法人長崎大学年度計画（素案）作成のためのワークシート（抜粋）